

# 澁川市下水道事業等経営戦略

(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月改定

澁川市上下水道局



## 目 次

1	経営戦略の改定に当たって	1
1.1	経営戦略の策定及び改定の趣旨	1
1.2	対象事業	2
1.3	経営戦略の対象期間	2
1.4	経営戦略の位置付け	2
2	本市の下水道事業等の概要	3
2.1	汚水処理の種類	3
2.2	事業の概要	5
2.3	下水道使用料の概要・考え方	8
2.4	下水道事業等の組織	9
2.5	民間活力の導入等	10
3	本市の下水道事業等の現状と課題	11
3.1	経営状況と現状分析	11
(1)	事業全体	11
(2)	公共下水道事業	13
(3)	特定環境保全公共下水道事業	14
(4)	農業集落排水事業	15
(5)	特定地域生活排水処理事業	16
(6)	個別排水処理事業	17
(7)	汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業	18
3.2	下水道事業等の課題	19
(1)	事業全体	19
(2)	公共下水道事業	22
(3)	特定環境保全公共下水道事業	23
(4)	農業集落排水事業	23
(5)	特定地域生活排水処理事業	23
(6)	個別排水処理事業	23
(7)	汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業	23
4	経営の基本方針及び目標	24
4.1	基本方針	24
(1)	汚水処理事業の充実	24
(2)	水洗化の推進	24
(3)	事業の健全経営	24
4.2	経営の目標	25
4.3	経費回収率の向上に向けたロードマップ	25
5	投資・財政計画	26
5.1	投資・財政計画の策定に当たっての説明	26

(1)	投資についての説明.....	26
(2)	財源についての説明.....	27
(3)	投資以外の経費についての説明 .....	28
5.2	将来の事業環境 .....	29
(1)	事業別 .....	29
(2)	事業全体.....	41
5.3	投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組.....	44
(1)	施設の統廃合及び民間活力の導入について .....	44
(2)	使用料の見直し及び一般会計繰入金について.....	44
5.4	現行の使用料水準を維持した場合と改定を行った場合との比較 .....	45
(1)	使用料改定を行わない場合.....	46
(2)	事業全体における使用料単価を 150 円/m <sup>3</sup> とする場合 .....	47
(3)	事業全体における経費回収率を 70%とする場合 .....	48
6	経営戦略の事後検証、更新の考え方.....	49
7	巻末資料：投資・財政計画 .....	51

# 1 経営戦略の改定に当たって

## 1.1 経営戦略の策定及び改定の趣旨

地方公共団体が経営する公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算が基本ですが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより経営環境は年々厳しさを増しており、本市の汚水処理事業も同様の問題を抱えています。

このような状況の中、公営企業において経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることとして、平成 27 年に「経済・財政再生計画改革工程表」で経営戦略の策定率を 100% とするよう目標が設定されました。

これを受け、本市においても汚水処理事業の将来見通しを踏まえ将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成 30 年に公共下水道事業を始めとした汚水処理事業における「渋川市下水道事業経営戦略」を策定しました。

また、これまでこれらの事業の会計は特別会計として現金主義・単式簿記の官庁会計方式で実施されてきました。この会計方式は現金の出入りに着目した方式であり、事業の資産状況や経営状況を的確に把握することが困難です。このことから、総務省では、平成 27 年に人口 3 万人以上の団体の下水道事業で、さらに平成 31 年には人口 3 万人未満の下水道事業、すべての団体の汚水処理事業及び簡易水道事業で、民間企業と同様の発生主義・複式簿記の公営企業会計へ移行するよう、各団体へ要請を行いました。

本市では令和 2 年度に全汚水処理事業について地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。これに伴い、これまでそれぞれの会計で単独で運営されていた汚水処理事業の会計を統合し、事業の財務や経営状況がより詳細に把握できるようになりました。

今般、経営戦略の策定から 5 年が経過し、当初の策定時とは対象事業や会計制度、社会情勢等の状況が大きく変わっていることから、これらに対応した経営戦略とするため、「渋川市下水道事業等経営戦略」として改定を行います。

表 1-1 経営戦略及び地方公営企業法の適用に関する主な通知等

日付	通知等
H26. 8. 29	公営企業の経営に当たっての留意事項について (総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)
H27. 12. 24	経済・財政再生計画改革工程表(経済財政諮問会議決定) ⇒R2 年度までに経営戦略の策定率を 100%とする目標を設定
H27. 1. 27	公営企業会計の適用の推進について(総務大臣通知) ⇒R2 年度までに人口 3 万人以上の団体における下水道事業について公営企業会計への移行要請
H28. 1. 26	経営戦略の策定推進について (総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)
H30. 3	<b>渋川市下水道事業経営戦略の策定</b>
H31. 1. 25	公営企業会計の適用の更なる推進について(総務大臣通知) ⇒R5 年度までに人口 3 万人未満の団体における下水道事業、全ての団体の下水道事業以外の汚水処理事業について公営企業会計への移行要請
H31. 3. 29	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について (総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)
R2. 4. 1	<b>地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)</b>
R3. 12. 23	経済・財政再生計画改革工程表 2021(経済財政諮問会議決定) ⇒R7 年度までに経営戦略の見直し率を 100%とする目標を設定
R4. 1. 25	「経営戦略」の改定推進について (総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)
R6. 3	<b>渋川市下水道事業等経営戦略への改定(本経営戦略)</b>

※ 緑：渋川市の取組、オレンジ：経営戦略に関わる通知等、色なし：地方公営企業法の適用に関わる通知  
※ 表中の説明については、汚水処理事業に関する内容について抜粋して記載

## 1.2 対象事業

検討対象とした事業は、以下のとおりです。本経営戦略では、対象事業を総称して「下水道事業等」と呼ぶこととします。

- (ア) 公共下水道事業
- (イ) 特定環境保全公共下水道事業
- (ウ) 農業集落排水事業
- (エ) 特定地域生活排水処理事業
- (オ) 個別排水処理事業
- (カ) 汚水処理施設(コミュニティ・プラント)事業

## 1.3 経営戦略の対象期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、10年以上を基本としていることから、本市においては、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画の対象期間とします。

ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします。

表 1-2 経営戦略の対象期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略策定		○																
経営戦略対象期間																		
経営戦略改定								○										
経営戦略対象期間																		
地方公営企業法の適用					○													

## 1.4 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、市の最上位計画である第2次渋川市総合計画を上位計画としています。なお、第2次渋川市総合計画では「安全・安心に暮らし続けられるまち」として汚水処理の充実を目標に掲げています。

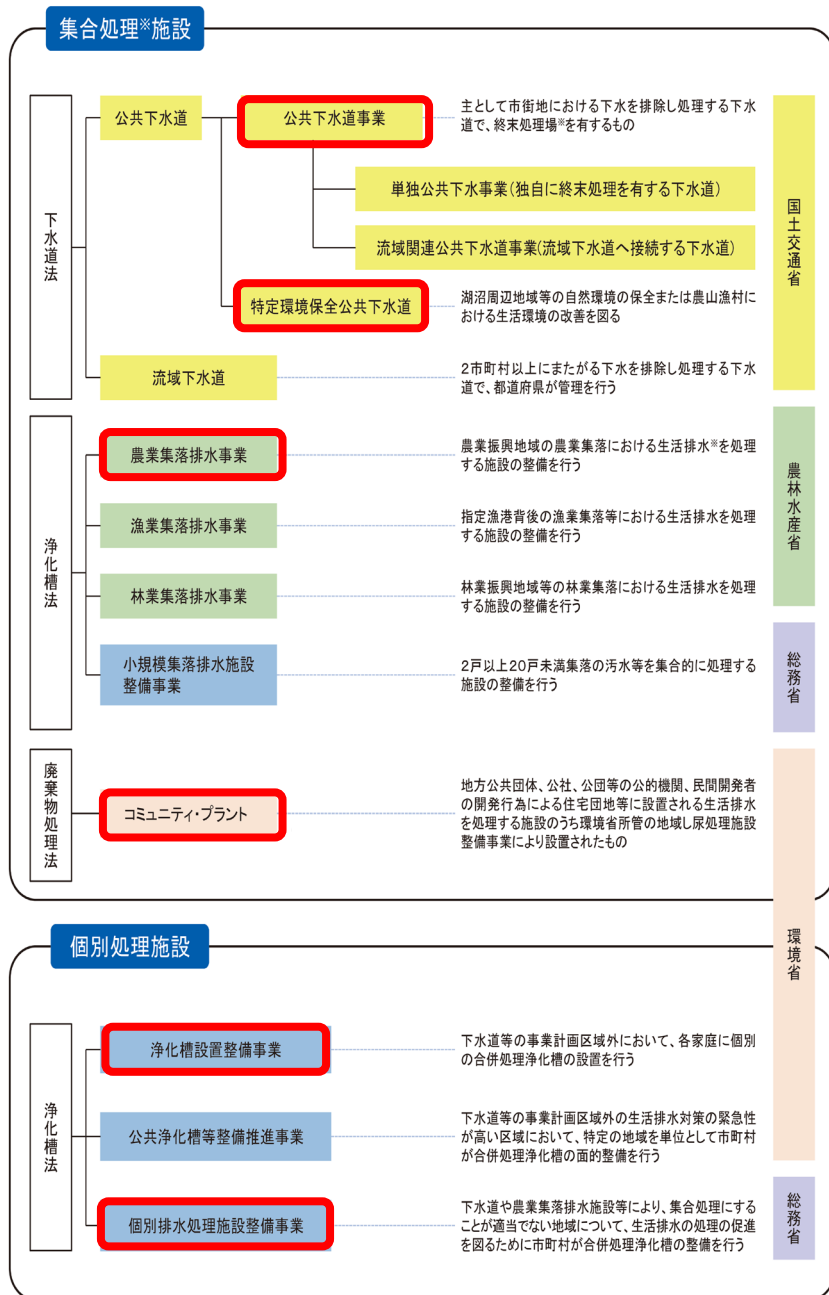
また、汚水処理分野では群馬県汚水処理計画の基となる渋川市アクションプランや、公共下水道事業におけるインフラ資産の効率的な維持管理・更新を行うために策定した公共下水道ストックマネジメント計画等により、将来の投資が効率的に行われるよう計画しています。

## 2 本市の下水道事業等の概要

### 2.1 汚水処理の種類

一般的に下水道と称される汚水処理には、下図に示すとおり法令や国の管轄により様々な種類があります。

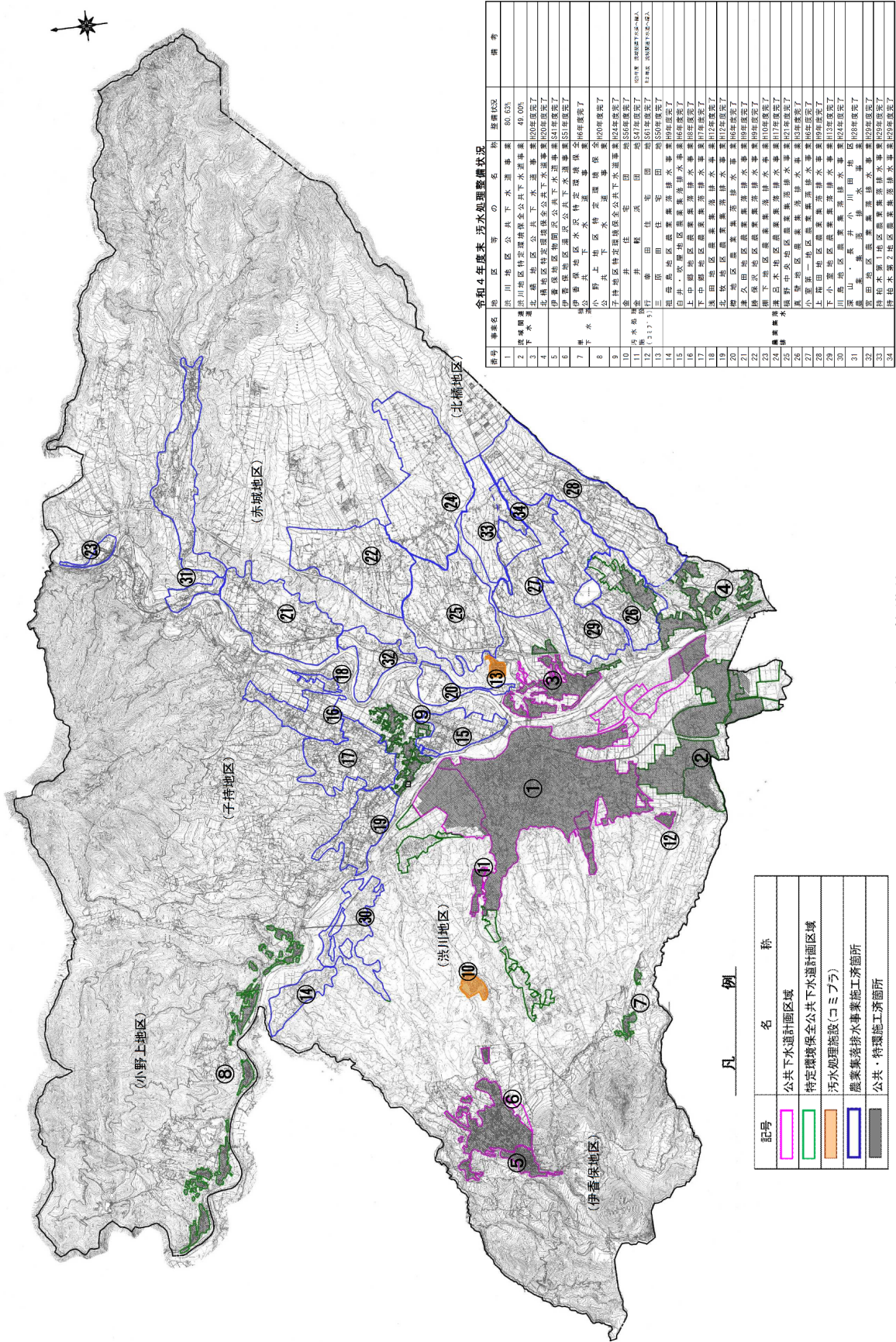
下図に示す種類のうち、本市では公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント（本市では汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業と称しています。）、浄化槽設置整備事業（本市では特定地域生活排水処理事業と称しています。）、個別排水処理施設整備事業（本市では個別排水処理事業と称しています。）を有しており、汚水の排除による生活環境の改善、公共用水域の環境保全、雨水の排除による浸水被害等の防止に寄与しています。



※群馬県『群馬県汚水処理計画』（R5.3）より抜粋

図 2-1 汚水処理の種類





令和4年度末 汚水処理整備状況

番号	事業名	地区	汚水処理整備状況	備考
1	赤城地区 公共下水道事業	赤城地区	40年度完成	
2	赤城地区 特定隣接保全公共下水道事業	赤城地区	40年度完成	
3	赤城地区 特定隣接保全公共下水道事業	赤城地区	40年度完成	
4	赤城地区 特定隣接保全公共下水道事業	赤城地区	40年度完成	
5	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	54年度完成	
6	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	55年度完成	
7	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	56年度完成	
8	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	57年度完成	
9	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	58年度完成	
10	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	59年度完成	
11	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	60年度完成	
12	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	61年度完成	
13	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	62年度完成	
14	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	63年度完成	
15	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	64年度完成	
16	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	65年度完成	
17	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	66年度完成	
18	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	67年度完成	
19	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	68年度完成	
20	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	69年度完成	
21	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	70年度完成	
22	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	71年度完成	
23	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	72年度完成	
24	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	73年度完成	
25	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	74年度完成	
26	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	75年度完成	
27	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	76年度完成	
28	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	77年度完成	
29	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	78年度完成	
30	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	79年度完成	
31	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	80年度完成	
32	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	81年度完成	
33	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	82年度完成	
34	伊香保地区 公共下水道事業	伊香保地区	83年度完成	

記号	名称
1	公共下水道計画区域
2	特定隣接保全公共下水道計画区域
3	汚水処理施設(コミプラ)
4	農業排水事業施工済箇所
5	公共・特環施工済箇所

図 2-2 汚水処理整備状況図



## 2.2 事業の概要

本市の下水道事業等は、前章に示したとおり、公共下水道事業（以下、「公共」と称します。）、特定環境保全公共下水道事業（以下、「特環」と称します。）、農業集落排水事業（以下、「農集」と称します。）、特定地域生活排水処理事業（以下、「特排」と称します。）、個別排水処理事業（以下、「個排」と称します。）、汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業（以下、「コミプラ」と称します。）の6事業で構成されています。

令和元年度以前は、コミプラ以外はそれぞれの特別会計で、コミプラは一般会計で事業を運営していましたが、令和2年度に地方公営企業法を適用して公営企業会計へ移行したことに伴い、汚水処理に係る事業をすべて一つの会計として統合し、より効率的な経営が行えるようにしました。

### (ア) 公共下水道事業

公共下水道事業は、主として市街地における下水道事業で、終末処理場を有する単独公共下水道と流域下水道に接続する流域関連公共下水道があり、本市の下水道事業の中で最も事業規模が大きな事業です。

現在、渋川地区において整備を進めており、伊香保、北橘地区の整備は完了していません。

表 2-1 事業の概要（公共下水道事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	昭和41年9月1日（56年）
全体計画区域面積	1,136.5ha
認可区域面積	1,081.5ha
供用開始面積	933.72ha
処理区域内人口密度	25.8人/ha
流域下水道等への接続の有無	有（利根川上流流域下水道）
処理区数	4
処理場数	2
広域化・共同化・最適化実施状況※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年3月31日 汚水処理施設事業（コミプラ）の入沢市 営住宅を公共下水道事業に統廃合</li> <li>・平成26年3月31日 汚水処理施設事業（コミプラ）の金井軽 浜地内を公共下水道事業に統廃合</li> <li>・令和3年3月31日 汚水処理施設事業（コミプラ）の行幸田 住宅団地を公共下水道事業に統廃合</li> </ul>

（令和5年3月31日現在）

（※注）「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）等を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない）を指します。

## (イ) 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道のうち市街化区域以外の地区に設置されるものをいいます。公共下水道事業と同様、終末処理場を有する単独公共下水道と流域下水道に接続する流域関連公共下水道があります。

現在、渋川地区において整備を進めており、伊香保、小野上、子持、北橘地区の整備は完了しています。

表 2-2 事業の概要（特定環境保全公共下水道事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	平成 6 年 4 月 1 日（28 年）
全体計画区域面積	768ha
認可区域面積	665ha
供用開始面積	527.76ha
処理区域内人口密度	23.5 人/ha
流域下水道等への接続の有無	有（利根川上流流域下水道）
処理区数	5
処理場数	3
広域化・共同化・最適化実施状況	・平成 23 年 6 月 1 日 農業集落排水事業の真壁地区の一部を特定環境保全公共下水道事業に切替え

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

## (ウ) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業集落における汚水を処理する事業です。本市の農業集落排水事業は処理場数が 17 か所と県内で 2 番目に多いという特徴があります。

現在は整備が完了しています。

表 2-3 事業の概要（農業集落排水事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	平成 2 年 5 月 1 日（32 年）
全体計画区域面積	1,330ha
供用開始面積	1,330ha
処理区域内人口密度	15.3 人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	22
処理場数	17
広域化・共同化・最適化実施状況	・平成 23 年 6 月 1 日 農業集落排水事業の真壁地区の一部を特定環境保全公共下水道事業に切替え

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

## (エ) 特定地域生活排水処理事業

特定地域生活排水処理事業は、汚水を集合的に処理することが困難な地域において、市町村が合併処理浄化槽を設置・維持管理する事業です。市町村合併以降、小野上、子持地区を対象地域として実施してきましたが、現在新規設置はしておらず、維持管理のみを市が行っています。

表 2-4 事業の概要（特定地域生活排水処理事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	平成 18 年 11 月 21 日 (16 年)
処理区域内人口密度	17.4 人/ha
設置基数	172 基
広域化・共同化・最適化実施状況	無

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

## (オ) 個別排水処理事業

特定地域生活排水処理事業と同様、市町村が合併処理浄化槽を設置・維持管理する事業です。個別排水処理事業は、すでに新規設置は完了していますが、これまでに小野上、赤城地区において設置され、現在は維持管理のみを市が行っています。

表 2-5 事業の概要（個別排水処理事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	平成 11 年 1 月 18 日 (24 年)
処理区域内人口密度	15.9 人/ha
設置基数	93 基
広域化・共同化・最適化実施状況	無

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

## (カ) 汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業

汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業は、住宅団地等に対して設置される汚水処理施設で生活排水を処理する事業です。すでに整備は完了しており、現在では金井住宅団地及び三原田住宅団地の 2 施設で維持管理を行っています。

表 2-6 事業の概要（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

供用開始年月日（供用開始後年数）	昭和 51 年 1 月 21 日 (47 年)
処理区域内人口密度	34.7 人/ha
処理施設数	2
広域化・共同化・最適化実施状況	無

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

## 2.3 下水道使用料の概要・考え方

下水道事業等を含む公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が原則であり、常に企業の経済性を発揮することが求められます。本市の下水道事業等が独立採算として経営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料の設定を行うことが重要です。

また、下水道使用料は、必要な費用（原価）を賄うだけでは充分ではなく、一部の資本費（将来の施設等の更新投資額等）も賄う必要があります。さらに、安定的な経営を行うためには、定期的な使用料水準の見直しも必要となります。

本市の下水道使用料は、市町村合併をした平成 18 年に統一され、その後、消費税率の改正を経て、現在の使用料体系になりました。

表 2-7 現行の下水道使用料体系（1 か月）

会 計	用途区分	使用料区分	使用水量	使用料 (税抜き)
公共 特環 農集 コミプラ	一般用	基本使用料	8 m <sup>3</sup> まで	630 円
		超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	100 円
			41 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	113 円
			101 m <sup>3</sup> 以上	125 円
特排 個排	一般用	基本使用料	8 m <sup>3</sup> まで	286 円
		超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	100 円
			41 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	113 円
			101 m <sup>3</sup> 以上	125 円
公共 特環	浴場用	—	1 m <sup>3</sup> につき	33 円
	温泉汚水	—	1 m <sup>3</sup> につき	13.34 円
公共 特環 農集	臨時用	—	1 m <sup>3</sup> につき	194 円
コミプラ	工場用	基本使用料	100 m <sup>3</sup> まで	11,905 円
		超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	101 m <sup>3</sup> 以上	120 円

※「一般用」とは、生活及び事業活動等で下水道等を使用する場合をいいます。

※「浴場用」とは、一般公衆浴場の用で下水道を使用する場合をいいます。

※「温泉汚水」とは、温泉排水で下水道を使用する場合をいいます。

※「臨時用」とは、工所用、一時用その他これに類するもので下水道等を使用する場合をいいます。

※ 使用料は、原則として1 か月ごとに計算し、2 か月分を請求しています。

## 2.4 下水道事業等の組織

本市の下水道事業等における組織は、以前は水道部下水道課として下水道単独で運営をしておりましたが、より効率的な組織運営を図るため、令和2年度の公営企業会計移行にともない管理部門等を上水道事業と統合し運営しています。

令和6年1月1日現在の組織図及び事務分掌は以下のとおりです。

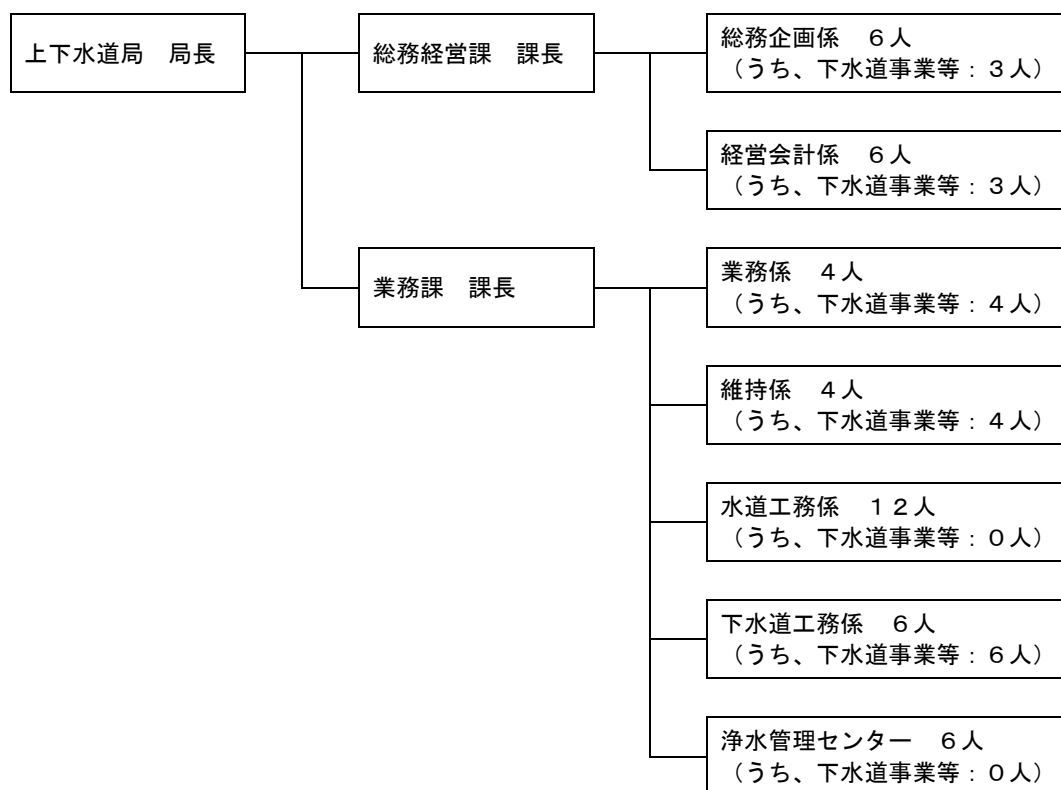


図 2-3 上下水道局の組織体制

表 2-8 事務分掌

課名	主な業務内容
総務経営課	<p>ア 業務の総合調整に関すること。                      イ 職員の身分取扱いに関すること。                      ウ 予算及び決算に関すること。                      エ 出納その他会計事務に関すること。                      オ 入札及び契約に関すること。                      カ 資産の取得、管理及び処分に関すること。                      キ 企業債及び一時借入金に関すること。                      ク 財政計画及び資金運用に関すること。                      ケ 条例及び規程等に関すること。                      コ 文書及び公印の管理に関すること。                      サ 業務統計に関すること。                      シ 水道料金及び下水道使用料の調定及び収納等に関すること。                      ス 職員団体に関すること。                      セ 出納及び収納取扱金融機関等に関すること。                      ソ 広報広聴に関すること。                      タ 上下水道営業関連業務委託に関すること。                      チ 議会に関すること。                      ツ 情報政策に関すること。                      テ 上越新幹線榛名中山トンネル湧水利用協議会に関すること。                      ト 関係団体に関すること。                      ナ 前各号に掲げるもののほか、上下水道局の各系の所管に属さないこと。</p>
業務課	<p>ア 給水装置工事事業者に関すること。                      イ 排水設備工事指定店に関すること。                      ウ 水道施設の拡張事業に伴う企画、設計及び施工に関すること。                      エ 給水及び配水施設の維持管理に関すること。                      オ 制水、断水及びこれに伴う広報に関すること。                      カ 給水装置工事の設計審査及び検査監督に関すること。                      キ 漏水の調査及び防止対策に関すること。                      ク 給水装置に関すること。                      ケ 事業の許認可に関すること。                      コ 取水、浄水、送水及び配水の計画、調整、計量並びに記録、統計に関すること。                      サ 水源及び浄水場施設の維持管理に関すること。                      シ 水質管理に関すること。                      ス 水洗化促進に関すること。                      セ 受益者負担金に関すること。                      ソ 下水道等管路施設の建設及び維持管理に関すること。                      タ 下水道等処理場施設の建設及び維持管理に関すること。                      チ 下水道等ポンプ場施設の建設及び維持管理に関すること。                      ツ 合併処理浄化槽の建設及び維持管理に関すること。</p>

## 2.5 民間活力の導入等

本市の下水道事業等では、下水道使用料の徴収業務や下水道施設の管理業務について民間業者に委託し、経費の削減に努めています。

その他の民間活用（包括的民間委託等）、資産活用（土地・施設利用等）は、現在実施しておりません。



### 3 本市の下水道事業等の現状と課題

#### 3.1 経営状況と現状分析

本市の下水道事業等の過去の経営状況及び類似団体\*の平均値との比較分析について示します。

なお、令和2年度に公営企業会計へ移行しているため、令和元年度以前（以降、「法非適」と称します。）と令和2年度以降（以降、「法適用」と称します。）では一部の経営指標で算出方法が異なります。

したがって、法非適は参考値として掲載し、現状分析は法適用後の令和2年度以降の値で行います。

（※注）処理区域内人口、処理区域内人口密度及び供用開始後年数が類似の団体

##### (1) 事業全体

公営企業会計移行前の令和元年度以前はコミプラを除く5事業、移行後の令和2年度以降はコミプラを含む6事業で集計をしています。

表 3-1 過去の経営状況（事業全体）

（単位：千円）

	全事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
収益的収支					
収益的収入 (A)	1,545,676	1,599,362	2,740,593	2,507,580	2,516,171
1.営業収益	693,044	689,716	629,406	622,226	636,630
2.営業外収益	852,632	909,646	2,111,187	1,885,354	1,879,541
収益的支出 (B)	1,121,375	1,068,850	2,482,955	2,455,820	2,454,009
1.営業費用	728,351	694,938	2,116,779	2,136,158	2,160,618
2.営業外費用	393,024	373,912	366,176	319,662	293,391
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	424,301	530,512	257,638	51,760	62,162
特別損益 (D)	-	-	▲ 14,924	▲ 190	▲ 5,893
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	242,714	51,570	56,269
資本的収支					
資本的収入 (A')	1,906,422	1,963,983	1,880,945	2,218,574	1,808,013
資本的支出 (B')	2,361,633	2,402,270	2,658,732	2,870,464	2,448,814
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 455,211	▲ 438,287	▲ 777,787	▲ 651,890	▲ 640,801
補填財源 (D')	-	-	777,787	651,890	640,801
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	21,932,745	21,513,794	20,985,495	20,618,513	20,139,045
流動資産	-	-	606,156	913,435	748,979
流動負債	-	-	1,835,855	2,193,222	1,913,999

※法非適は5事業（公共、特環、農集、特排、個排）、法適用は6事業（5事業+コミプラ）の合計

令和2年度以降、営業収益（本来の営業活動で得る収益、主には下水道使用料収入）はほぼ横ばいとなっていますが、営業費用（本来の営業活動で発生する費用、維持管理費、減価償却費等）と比べて少なく、収益が不足している状況となっています。

なお、公営企業会計では複式簿記の考え方に従い、営業費用に減価償却費等の公営企業会計特有の項目が含まれます。これにより、法適用後は営業費用が大きく上昇しました。

前述のとおり、下水道事業等は公営企業であるため、事業の運営に必要な経費は受益者である使用者からの収入（使用料収入）で賄うことを原則としています。しかしながら現状では、下水道事業等の運営に必要な経費は下水道使用料だけで賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼っています。

表 3-2 営業収益と営業費用の比較（事業全体）

（単位：千円）

	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
営業収益	693,044	689,716	629,406	622,226	636,630
営業費用	728,351	694,938	2,116,779	2,136,158	2,160,618
営業収益－営業費用	▲35,307	▲5,222	▲1,487,373	▲1,513,932	▲1,523,988

## (2) 公共下水道事業

令和2年度以降、営業収益はほぼ横ばいとなっていますが、営業費用の半分以下となっており、一般会計からの繰入金に依存する経営が続いています。

下図のとおり、令和4年度の汚水処理原価（有収水量1m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用）は111.5円/m<sup>3</sup>で、類似団体と比較すると低く抑えられています。

一方、経費回収率（使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかの指標）は61.0%で、類似団体よりも数値が悪くなっています。

以上より、公共下水道事業では効率的に汚水処理をしており、費用を低く抑えることができているものの、使用料収入が少ないために必要な費用を賄えていないといえます。

また、企業債残高は増減を繰り返しており、今後も認可区域における新規整備とともに供用開始から長期間経過していることによる更新等の投資が必要となるので、総合計画、アクションプラン及びストックマネジメント計画等に基づき効率的な投資を行っていきます。

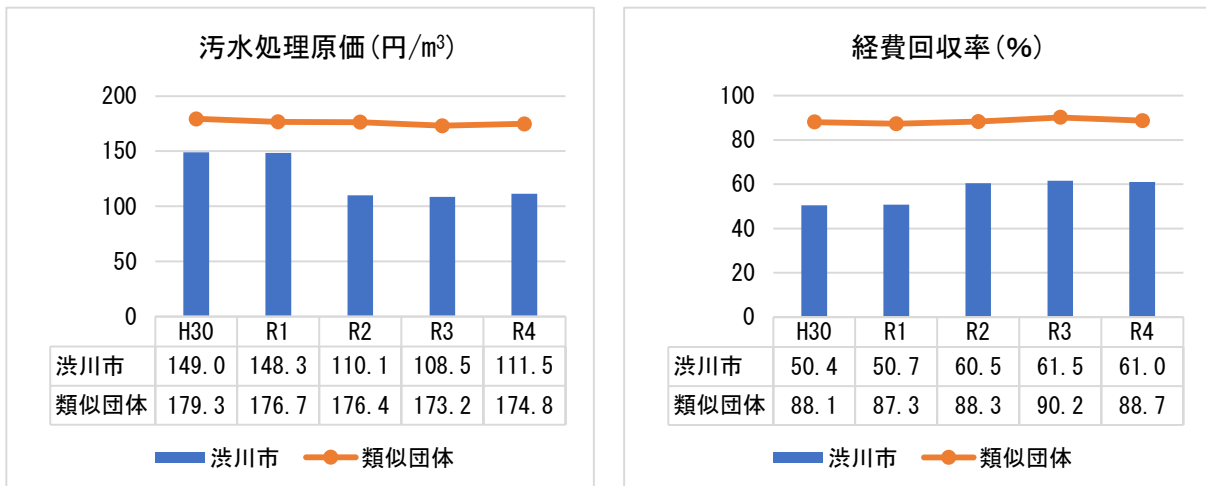


図 3-1 汚水処理原価及び経費回収率（公共下水道事業）

表 3-3 過去の経営状況（公共下水道事業）

（単位：千円）

	公共下水道事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
<b>収益的収支</b>					
収益的収入 (A)	502,984	480,452	991,825	845,090	921,371
1. 営業収益	398,677	397,101	336,389	336,206	351,129
2. 営業外収益	104,307	83,351	655,436	508,884	570,242
収益的支出 (B)	502,984	467,177	866,245	861,290	900,914
1. 営業費用	368,457	346,511	758,749	765,154	813,698
2. 営業外費用	134,527	120,666	107,496	96,136	87,216
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	0	13,275	125,580	▲ 16,200	20,457
特別損益 (D)	-	-	▲ 4,303	▲ 149	▲ 5,888
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	121,277	▲ 16,349	14,569
<b>資本的収支</b>					
資本的収入 (A')	1,036,498	1,133,165	841,397	1,117,166	794,845
資本的支出 (B')	1,044,962	1,113,028	1,322,158	1,444,929	1,052,051
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 8,464	20,137	▲ 480,761	▲ 327,763	▲ 257,206
補填財源 (D')	-	-	480,761	327,763	257,206
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	7,486,821	7,437,150	7,387,370	7,423,495	7,303,746
流動資産	-	-	167,978	342,211	340,355
流動負債	-	-	693,752	832,141	724,050

### (3) 特定環境保全公共下水道事業

令和2年度以降、公共と同様、営業収益はほぼ横ばいで営業費用より少なく、一般会計からの繰入金に依存する経営が続いています。

令和4年度の汚水処理原価は150.0円/m<sup>3</sup>で公共よりも高くなっていますが、類似団体と比較すると低く、効率的に汚水処理が行えていると考えられます。

一方、経費回収率は公共より高い値となっていますが、類似団体と比べてやや低くなっており、公共と同様、使用料収入が少ないため必要な費用を賄っていないといえます。

また、企業債残高は増加していますが、公共と同様、今後も認可区域における新規整備とともに供用開始から長期間経過していることによる更新等の投資が必要となるので、総合計画、アクションプラン及びストックマネジメント計画等に基づき効率的な投資を行っていきます。

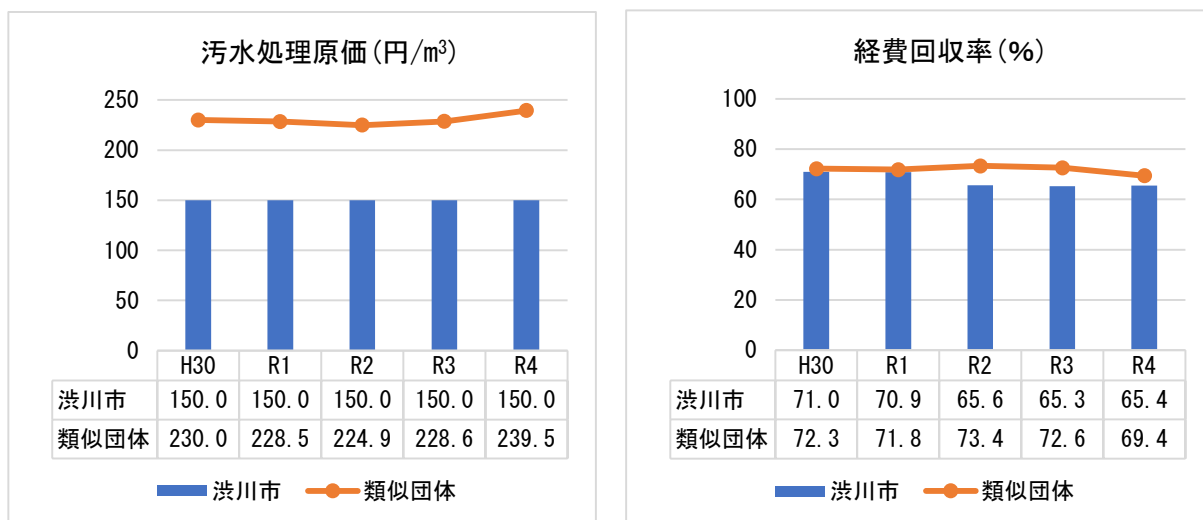


図 3-2 汚水処理原価及び経費回収率（特定環境保全公共下水道事業）

表 3-4 過去の経営状況（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

	特定環境保全公共下水道事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
収益的収支					
収益的収入 (A)	311,348	352,797	493,592	463,865	444,032
1. 営業収益	107,159	108,393	102,479	101,684	104,828
2. 営業外収益	204,189	244,404	391,113	362,181	339,204
収益的支出 (B)	176,293	186,371	446,797	453,794	435,825
1. 営業費用	99,352	112,680	369,216	387,919	373,836
2. 営業外費用	76,941	73,691	77,581	65,875	61,989
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	135,055	166,426	46,795	10,071	8,207
特別損益 (D)	-	-	▲ 2,146	▲ 44	▲ 2
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	44,649	10,027	8,205
資本的収支					
資本的収入 (A')	485,999	416,716	375,500	461,477	435,101
資本的支出 (B')	625,973	565,197	527,010	607,383	570,326
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 139,974	▲ 148,481	▲ 151,510	▲ 145,906	▲ 135,225
補填財源 (D')	-	-	151,510	145,906	135,225
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	4,735,653	4,785,026	4,754,106	4,813,121	4,838,350
流動資産	-	-	120,264	170,013	168,590
流動負債	-	-	300,173	376,445	368,653

#### (4) 農業集落排水事業

近年、資本金収入・支出の金額が多くなっている事業です。これは、過去の建設改良費の財源として発行した企業債の償還が多額となっているためです。

令和4年度の汚水処理原価は150.0円/m<sup>3</sup>と特環と同等で、類似団体と比較すると低く抑えられており、効率的な汚水処理が行えています。

一方、経費回収率は65.4%で、類似団体とほぼ同等となっていますが、100%を下回っており、使用料収入だけでは汚水処理に必要な経費を賄っていない状況となっています。

また企業債残高は、新規整備が平成29年度に完了しているため減少しています。しかし、供用開始から30年以上経過している施設もあり、今後は更新等の投資が必要となってくることから、総合計画及び最適整備構想に基づき効率的な投資を行っていきます。

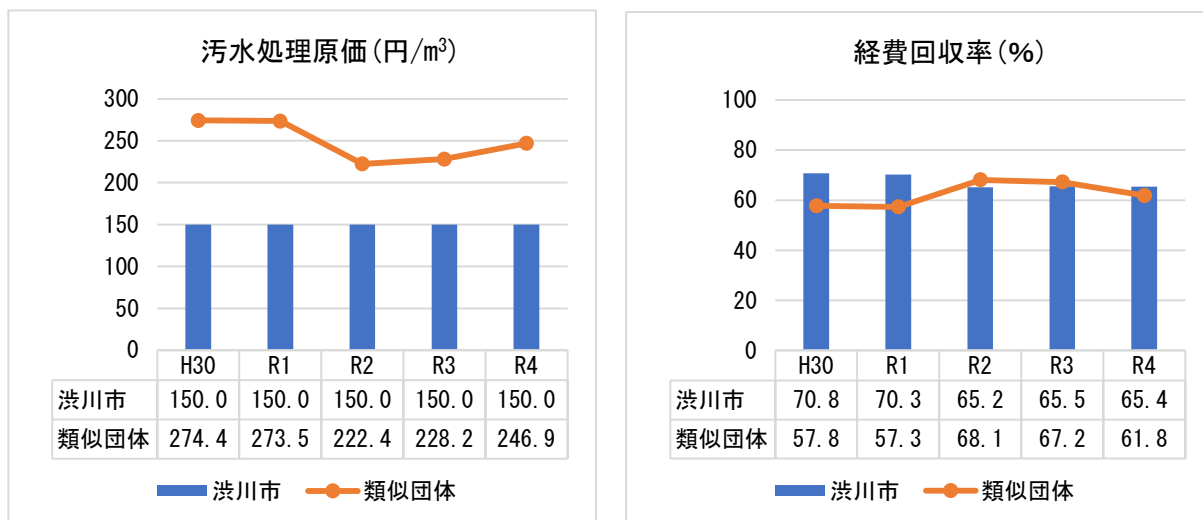


図 3-3 汚水処理原価及び経費回収率（農業集落排水事業）

表 3-5 過去の経営状況（農業集落排水事業）

（単位：千円）

	農業集落排水事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
収益的収支					
収益的収入 (A)	709,630	740,630	1,044,286	1,083,704	1,033,502
1. 営業収益	182,854	180,062	170,099	167,761	165,110
2. 営業外収益	526,776	560,568	874,187	915,943	868,392
収益的支出 (B)	424,177	403,056	1,026,947	1,028,582	1,003,338
1. 営業費用	244,558	225,349	864,935	887,314	877,498
2. 営業外費用	179,619	177,707	162,012	141,268	125,840
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	285,453	337,574	17,339	55,122	30,164
特別損益 (D)	-	-	▲ 7,778	▲ 2	▲ 3
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	9,561	55,120	30,161
資本的収支					
資本的収入 (A')	382,531	412,622	662,968	637,204	571,508
資本的支出 (B')	685,230	718,339	804,137	812,401	817,583
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 302,699	▲ 305,717	▲ 141,169	▲ 175,197	▲ 246,075
補填財源 (D')	-	-	141,169	175,197	246,075
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	9,594,901	9,181,534	8,739,360	8,282,990	7,904,002
流動資産	-	-	224,350	310,554	144,319
流動負債	-	-	808,200	955,534	789,575

## (5) 特定地域生活排水処理事業

公共、特環及び農集と比べて処理区域内の人口が少ないため、事業規模も小さくなっています。営業収益が減少傾向にあり、事業を運営するための費用を使用料だけで賄うことができないため、一般会計からの繰入金に頼る経営となっています。

令和4年度の汚水処理原価は389.6円/m<sup>3</sup>で、類似団体と比較すると高くなっています。

さらに、経費回収率は19.5%で、類似団体よりも数値が著しく低くなっています。

規模が小さいため下水道事業等会計全体への影響は小さいものの、今後は人口減少による減収が見込まれており、厳しい経営状態にあるといえます。

企業債残高については、新規整備がないことから年々減少しています。

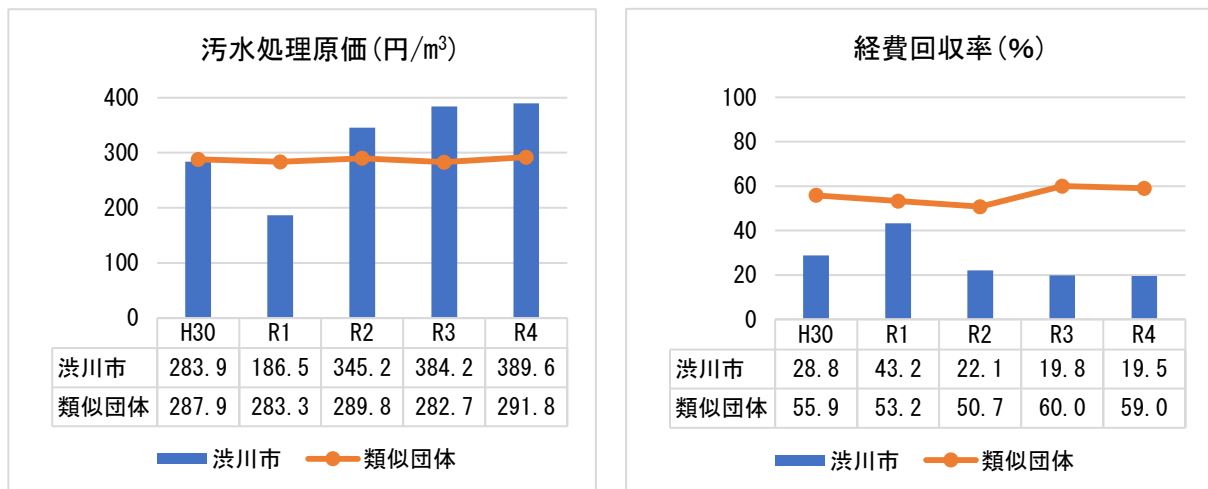


図 3-4 汚水処理原価及び経費回収率（特定地域生活排水処理事業）

表 3-6 過去の経営状況（特定地域生活排水処理事業）

（単位：千円）

	特定地域生活排水処理事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
<b>収益の収支</b>					
収益の収入 (A)	12,890	15,981	57,328	20,567	21,144
1. 営業収益	3,009	2,913	2,847	2,757	2,697
2. 営業外収益	9,881	13,068	54,481	17,810	18,447
収益の支出 (B)	11,487	7,747	31,749	19,380	19,291
1. 営業費用	10,450	6,737	30,108	17,289	17,178
2. 営業外費用	1,037	1,010	1,641	2,091	2,113
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	1,403	8,234	25,579	1,187	1,853
特別損益 (D)	-	-	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	25,579	1,187	1,853
<b>資本の収支</b>					
資本の収入 (A')	228	280	0	0	246
資本の支出 (B')	1,912	2,152	2,044	2,349	2,540
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 1,684	▲ 1,872	▲ 2,044	▲ 2,349	▲ 2,294
補填財源 (D')	-	-	2,044	2,349	2,294
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	69,656	67,784	65,741	63,391	60,852
流動資産	-	-	40,764	41,886	44,087
流動負債	-	-	13,557	14,475	15,868



## (6) 個別排水処理事業

特排と同様、公共、特環及び農集と比べて処理区域内の人口が少ないため、事業規模も小さくなっています。営業収益が減少傾向にあり、事業を運営するための費用を使用料だけで賄うことができないため、一般会計からの繰入金に頼る経営となっています。

令和4年度の汚水処理原価は470.7円/m<sup>3</sup>で、類似団体と比較すると高くなっています。

さらに、経費回収率は14.9%で、類似団体よりも数値が著しく低くなっています。

規模が小さいため下水道事業等会計全体への影響は小さいものの、今後は人口減少による減収が見込まれており、厳しい経営状態にあるといえます。

企業債残高については、新規整備がないことから年々減少しています。

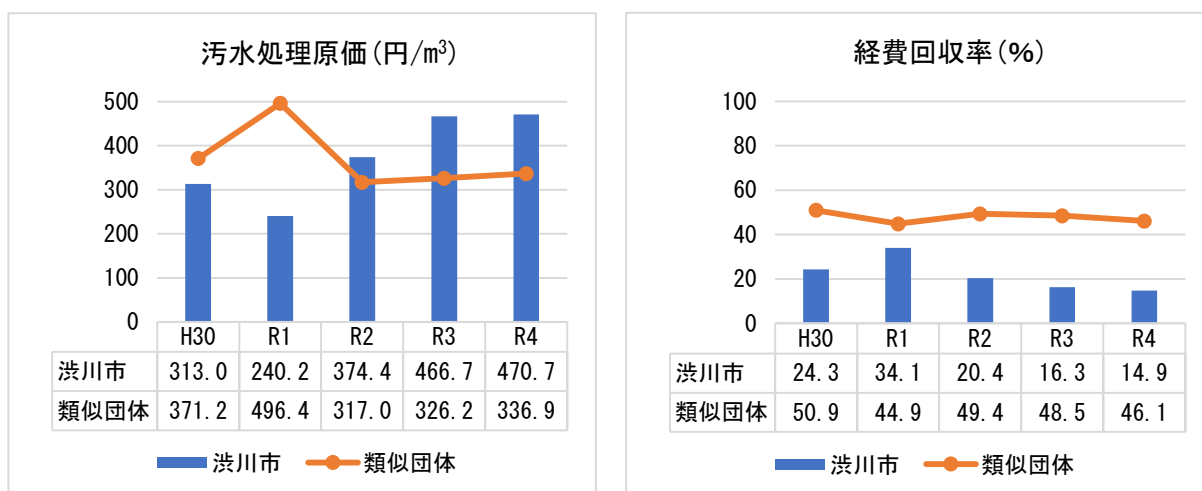


図 3-5 汚水処理原価及び経費回収率（個別排水処理事業）

表 3-7 過去の経営状況（個別排水処理事業）

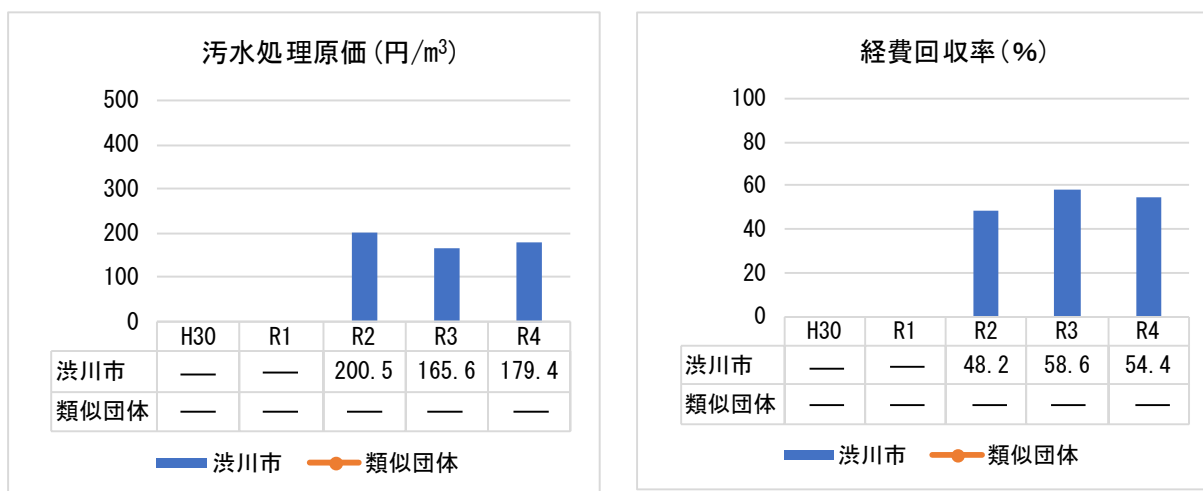
（単位：千円）

	個別排水処理事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
<b>収益的収支</b>					
収益的収入 (A)	8,824	9,502	59,282	21,157	25,210
1. 営業収益	1,345	1,247	1,175	1,152	1,107
2. 営業外収益	7,479	8,255	58,107	20,005	24,103
収益的支出 (B)	6,434	4,499	21,864	20,437	22,923
1. 営業費用	5,534	3,661	6,412	7,120	7,495
2. 営業外費用	900	838	15,452	13,317	15,428
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	2,390	5,003	37,418	720	2,287
特別損益 (D)	-	-	▲ 696	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	36,722	720	2,287
<b>資本的収支</b>					
資本的収入 (A')	1,166	1,200	1,080	2,727	3,420
資本的支出 (B')	3,556	3,554	3,383	3,402	3,421
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	▲ 2,390	▲ 2,354	▲ 2,303	▲ 675	▲ 1
補填財源 (D')	-	-	2,303	675	1
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	45,714	42,300	38,918	35,516	32,095
流動資産	-	-	42,675	43,641	46,774
流動負債	-	-	10,048	10,362	11,322

## (7) 汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業

公共、特環及び農集と同様、集合処理の事業となりますが、他の集合処理の事業と比べて規模が小さくスケールメリットが得られにくくなっています。このため、汚水処理原価は他の集合処理と比べて高くなっています。また、これに伴って経費回収率も低くなっています。

今後、新規整備の予定はありませんが、供用開始から約 50 年が経過しており、更新等の投資が必要となってきます。ストックマネジメント計画等、ほかの集合処理の事業のような計画はありませんが、これらの考え方に準じ、施設の統廃合も視野に入れた効率的な投資を行っていきます。



※コミプラは決算統計の作成が任意のため、類似団体のデータは公表されていない。

図 3-6 汚水処理原価及び経費回収率（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

表 3-8 過去の経営状況（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）（単位：千円）

	汚水処理施設（コミュニティプラント）事業				
	法非適		法適用		
	H30	R1	R2	R3	R4
<b>収益的収支</b>					
収益的収入 (A)	-	-	94,280	73,197	70,912
1. 営業収益	-	-	16,417	12,666	11,759
2. 営業外収益	-	-	77,863	60,531	59,153
収益的支出 (B)	-	-	89,353	72,337	71,718
1. 営業費用	-	-	87,359	71,362	70,913
2. 営業外費用	-	-	1,994	975	805
収支差引（法非適）/経常損益（法適用） (C)=(A)-(B)	-	-	4,927	860	▲ 806
特別損益 (D)	-	-	▲ 1	5	0
当年度純利益（又は純損失） (E)=(C)+(D)	-	-	4,926	865	▲ 806
<b>資本的収支</b>					
資本的収入 (A')	-	-	0	0	2,893
資本的支出 (B')	-	-	0	0	2,893
収支差引（法非適）/不足額（法適用） (C')=(A')-(B')	-	-	0	0	0
補填財源 (D')	-	-	0	0	0
補填財源不足額 (E')=(D')-(C')	-	-	0	0	0
地方債残高（法非適）/企業債残高（法適用）	-	-	0	0	0
流動資産	-	-	10,125	5,130	4,854
流動負債	-	-	10,125	4,265	4,531

※R1 以前は一般会計で運営しており、決算統計が無いため整理されていない。

## 3.2 下水道事業等の課題

### (1) 事業全体

本市の汚水処理人口普及率は全国平均よりも低い状況であり、汚水処理人口普及率の向上が課題となっています。

現在、公共及び特環で管路の新規整備を進めており、汚水処理人口普及率は5年間で上昇しました。これに伴い使用料収入の増加が期待できますが、管路の新規整備は投資額が大きくなることから毎年度計画的に進めていく必要があり、急激な増加は見込めない状況にあります。

また、ほとんどの事業において老朽化が著しい施設が多数あることから、更新需要が高まっています。

一般会計からの繰入金は、年度ごとにばらつきがあるものの、過去5年では概ね1年あたり15億円と高額になっており、一般会計における他事業の財源を圧迫しています。

今後は人口減少により市全体での収入の減少が見込まれる中、一般会計からの基準外繰入金を直ちにゼロにすることは困難ですが、徐々に減らしていくことで独立採算による経営に近づけていく必要があります。

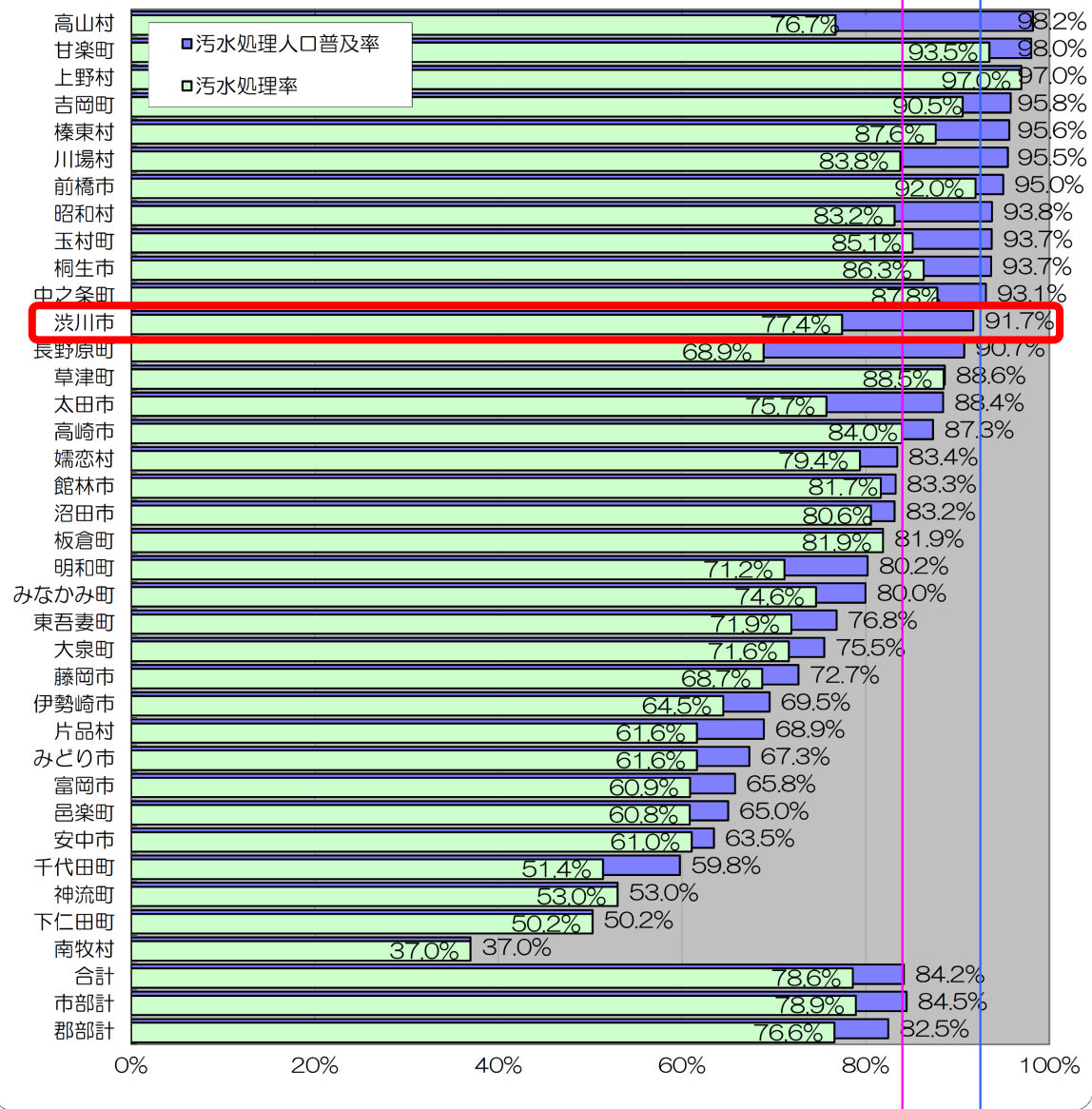
一方、消費税率の改正に伴うものを除き、市町村合併以降、使用料の見直しを行っていません。このため、特に集合処理の事業においては、他団体に比べて汚水処理の経費（汚水処理原価）が少ないにもかかわらず、これ以上に収入も少ないため、他団体に比べて経費回収率が低くなっており、今後は適正な使用料収入の確保が課題となっています。



改築工事を実施中の物聞沢水質管理センター

令和4年度末 汚水処理人口普及状況

汚水処理人口普及率順



【汚水処理人口普及率】

群馬県全体 全国  
84.2% 92.9%

※群馬県 HP『汚水処理人口普及状況（市町村別グラフ）』  
(<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/601141.pdf>) より

図 3-7 群馬県の汚水処理人口普及率

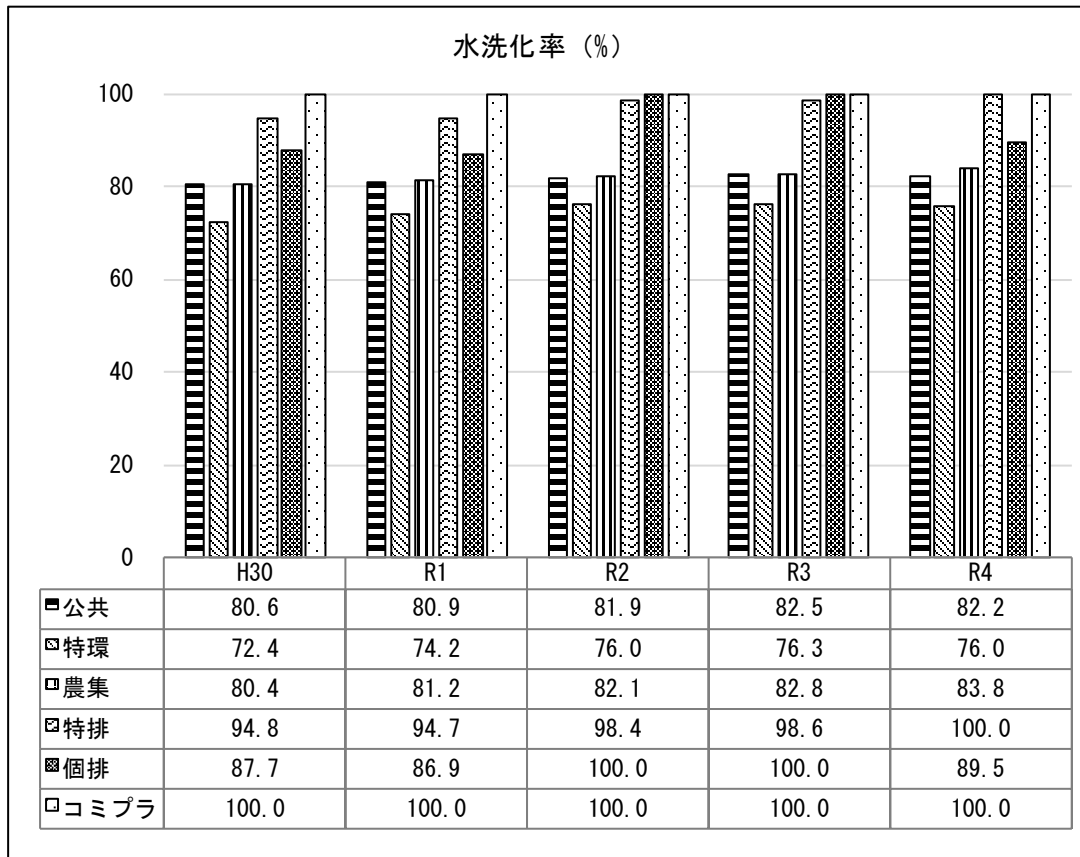


図 3-8 過去 5 年間の水洗化率

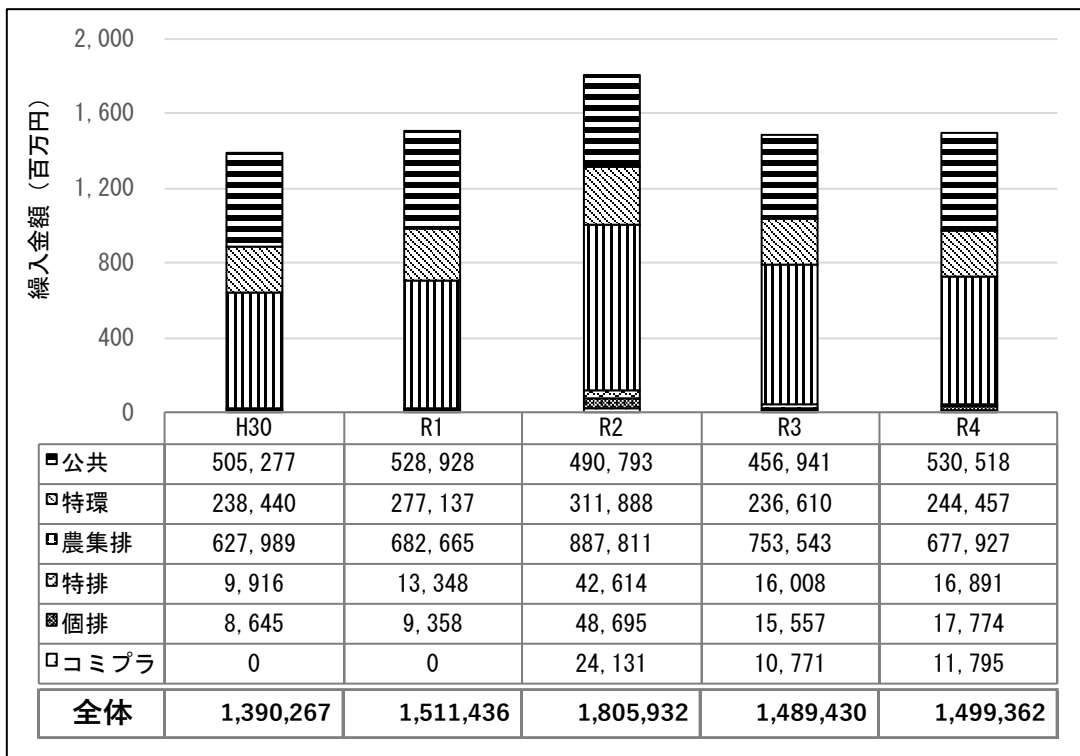


図 3-9 過去 5 年間の繰入金額

## (2) 公共下水道事業

流域関連公共下水道における渋川地区の管路整備を進めるとともに、ストックマネジメント計画等に基づいて物聞沢水質管理センターや湯沢水質管理センターにおける老朽化した施設や設備の更新を進めています。

一方で新規の管路整備と、老朽化した施設更新の時期が重なるため、今後の財源確保が課題となっています。

また、供用開始30年以上の下水道事業において、令和7年度以降、①使用料単価150円/m<sup>3</sup>未満、②経費回収率80%未満、③15年以上使用料改定を行っていない、といった3つの条件をすべて満たしている団体は、交付金の重点配分の対象とされない旨の通知がされました（国土交通省事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(R2.7.22)）。

本市は現在、すべての条件を満たしている状態となっています。①の条件については下図に示すとおり150円/m<sup>3</sup>より大幅に少ない状態となっており、②については前章3.1 (2)及び(3)のとおり経費回収率は80%未満となっています。③の使用料改定においては消費税率の改正に伴った改定のみで、合併以来使用料改定を行っていません。今後、新規整備や施設更新といった投資が必要となっており、交付金の重点配分の対象とされない条件を満たさないようにする必要があります。

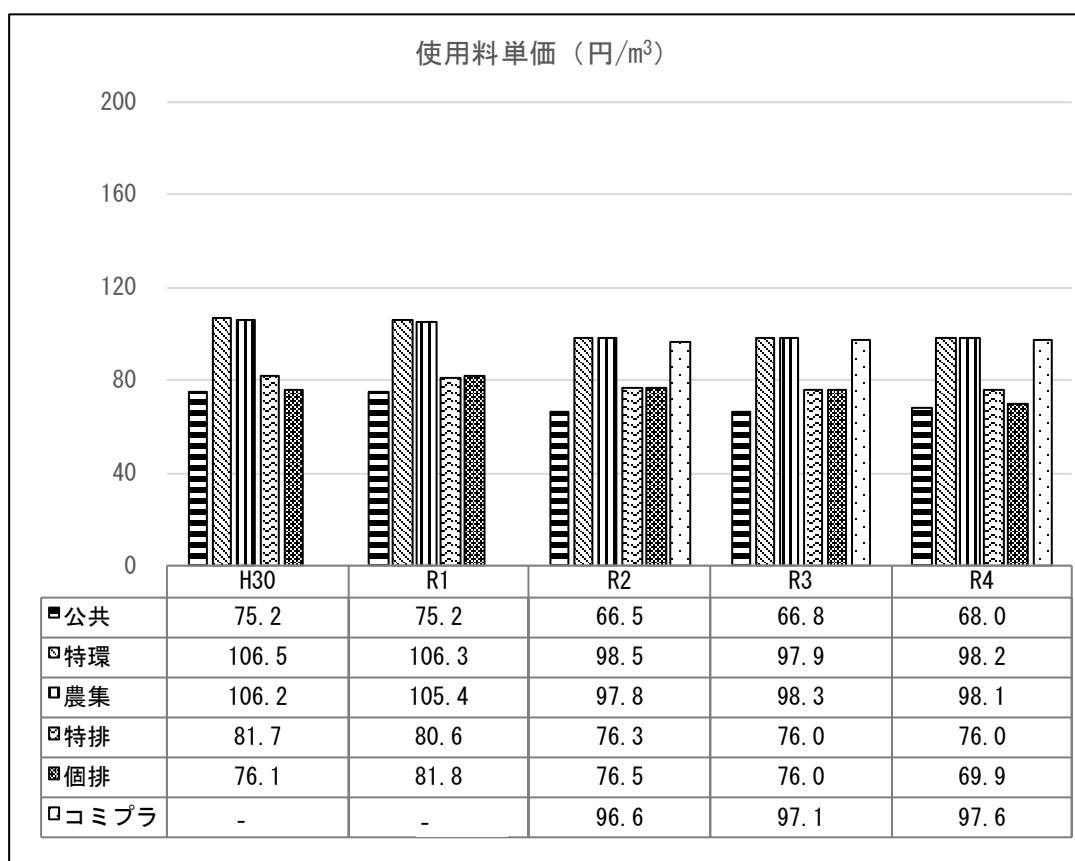


図 3-10 過去5年間の使用料単価



### (3) 特定環境保全公共下水道事業

特環についても公共と同様、流域関連公共下水道における渋川地区の管路整備を進めています。また、ストックマネジメント計画に基づいて水沢水質管理センターにおける老朽化した施設や設備の更新を進めています。

一方で新規の管路整備と、老朽化した施設更新の時期が重なるため、今後の財源確保が課題となっています。

また、交付金の重点配分の対象とされない条件も公共と同様であるため、収支構造適正化に向けた取組みが必要となっています。

### (4) 農業集落排水事業

処理場が 17 か所と多く、効率的な運営を図る必要があります。今後、新規整備はありませんが、各施設とも機械・電気設備には耐用年数を超過したものが多くあり、更新等が必要となっています。

### (5) 特定地域生活排水処理事業

小野上、子持地区のみを対象として整備を実施してきたため、他の地域とのアンバランスが生じています。集合処理と比較してスケールメリットが得られておらず、汚水処理費が高く、経費回収率が低くなっています。

### (6) 個別排水処理事業

特排と同様、集合処理と比べて規模が小さくスケールメリットが得られてないため、汚水処理費が高く、経費回収率が低くなっています。

### (7) 汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業

使用料単価は特環及び農集と同等ですが、汚水処理費、経費回収率は他の集合処理と比べて低くなっています。

経営戦略期間中に更新等の投資の予定はありませんが、施設の統廃合による事業効率化の検討を進め、汚水処理費を低減させる対策が必要となってきます。

## 4 経営の基本方針及び目標

下水道事業等の経営状況が厳しさを増す中、経営の効率化、健全化を図るとともに、安全で適正な施設運営を目指し、次の方針を基に事業の経営に取り組んでいきます。

### 4.1 基本方針

本経営戦略の基本方針は、第2次渋川市総合計画で定められている施策の大綱「安全・安心に暮らし続けられるまち」の施策「汚水処理の充実」を踏襲した以下の3つを基本方針とします。

- ①汚水処理事業の充実
- ②水洗化の推進
- ③事業の健全経営

#### (1) 汚水処理事業の充実

快適な生活環境の確保のため、財政状況を考慮しながら、未普及地域における計画的な整備を進めます。

人口が比較的集中している地区のうち、下水道が未普及となっている渋川地区の整備を進めています。また、現在の事業区域外の地域では合併処理浄化槽の設置補助を推進します。

また、最も古い施設では整備から50年以上が経過し、更新時期を迎えています。安定的に汚水処理サービスを提供できるよう適正な施設の維持管理を行うとともに、公共、特環及び農集ではストックマネジメント計画や最適整備構想等により老朽化している施設や設備の更新、長寿命化を図ります。

#### (2) 水洗化の推進

公共及び特環では渋川地区において新規整備を続けており、水洗化率は、令和4年度末時点でそれぞれ82.2%及び76.0%となっています。

農集では整備が完了しており、水洗化率は令和4年度末時点で83.8%となっています。

今後も公共用水域の水質保全を図るため、広報紙などによる周知により水洗化に対する市民意識の啓発を行うとともに、汚水処理施設の整備が完了した地域では、早期の水洗化を推進します。

#### (3) 事業の健全経営

一般会計からの繰入金が増加傾向にあり、一般会計の財源を圧迫している状況にあります。今後、人口減少等による使用料収入の減少、施設の更新費用の増加が見込まれることを勘案しながら、下水道使用料による自主財源の確保や計画的な修繕等による維持管理費の抑制、及び企業債残高の縮減を進め、財政運営の健全化を図ります。

## 4.2 経営の目標

集合処理を行う事業においては、他団体と比較して汚水処理原価は低く、効率的な維持管理が行えています。一方で、使用料単価が 150 円/m<sup>3</sup>を大幅に下回っており、経費回収率も同規模の他団体と比較して低くなっていることから、使用料収入が他団体と比較しても少ないことが示されました。

下水道事業等が独立採算により経営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料の設定を行うことが重要であり、これは経費回収率が100%を超過している状態と考えられます。

したがって、本経営戦略における経営目標は、経費回収率を上昇させて本市の汚水処理事業を独立採算として健全な状態に近づけるものとして、以下のとおりとします。

- ・令和15年度の事業全体における経費回収率を70%以上とする。

なお、この目標達成のためには経費の削減はもちろんのことですが、汚水処理原価は他団体と比較しても低くなっており、大幅な削減は困難となっています。このため、使用料改定による収入の増加についても考慮して目標を達成するよう運営していきます。

また、経費回収率を100%以上とするためには、大幅な使用料の増額改定が必要となるため、本経営戦略では、市民への負担が少なくなるような目標としました。

## 4.3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

前章の経営の目標を達成するため、随時経営指標の検証を行い、経営状態の把握に努めます。また、目標の達成には使用料の改定が必要となることから、本経営戦略期間中に使用料改定の検討を行い、使用料の改定を実施する予定とします。なお、急激な使用料の上昇は市民への負担が大きいため、5年ごとに使用料を改定するよう検討します。

表 4-1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営指標の検証										
経営戦略の見直し					○					○
使用料改定の検討	○				○	○				○
使用料改定		○					○			
業績目標	令和15年度の事業全体における経費回収率を70%以上とする									

## 5 投資・財政計画

### 5.1 投資・財政計画の策定に当たっての説明

#### (1) 投資についての説明

主な投資としては、施設の適正な維持管理や未普及地域解消に向けた下水道整備に必要な投資を見込んでいます。

公共は、渋川地区の管路整備を行い、伊香保地区においては現在実施中の物聞沢水質管理センターの改築を完了させ、湯沢水質管理センターの改築事業を開始する予定です。

特環は、公共下水道事業と同様、渋川地区の管路整備を行い、未普及地域解消に向けた投資を行う予定です。

農集は、平成 29 年度で全ての地区において整備が完了しており、新規整備はないものの、耐用年数を超過した設備について、最適整備構想に基づいた更新を実施する予定です。

特排及び個排については、維持管理のみを市が行い、新たな投資は予定しておりません。

コミプラについては、施設改築等の具体的な計画はありませんが、施設の統廃合についての検討を進めていきます。

今後 10 年間で実施する予定の主な事業は以下のとおりです。なお、実施に当たっては、優先順位をつけて事業の開始年度を遅らせるなどして、投資の時期が集中しないよう考慮して行います。

表 5-1 主な投資事業の見込み

事業区分	内容	期間	R6～R15 事業費 (千円)	概要
公共下水道事業	利根川上流流域下水道建設事業	R6～R15	188,850	建設費負担金
公共下水道事業	公共下水道ストックマネジメント事業（物聞沢水質管理センター）	R6～R9	1,084,900	処理場改築
公共下水道事業	公共下水道ストックマネジメント事業（湯沢水質管理センター）	R7～R15	1,760,200	処理場改築
公共下水道事業	公共下水道ストックマネジメント事業（渋川管渠）	R6～R15	564,358	管渠更生等
公共下水道事業	公共下水道ストックマネジメント事業（その他）	R12～R15	108,800	処理場改築等
公共下水道事業	流域関連渋川地区公共下水道事業	R6～R15	2,321,800	管渠整備
特定環境保全 公共下水道事業	公共下水道ストックマネジメント事業（水沢水質管理センター）	R12～R15	163,500	処理場改築
特定環境保全 公共下水道事業	流域関連渋川地区特定環境保全公共 下水道事業	R6～R15	2,572,300	管渠整備
農業集落排水 事業	農業集落排水機能保全事業	R12～R15	320,000	処理場改築等

## (2) 財源についての説明

以下、投資・財政計画における主要な項目についての説明を述べます。なお、これら財源の見通しについての詳細は、5.2 (1)事業別(29 ページ)の項目に後述しています。

### 【使用料収入】

下水道使用料の推計に当たっては、群馬県汚水処理計画に基づくアクションプランによる将来の人口推計から有収水量の予測を求めました。その後、その将来の有収水量に過去3年間の平均使用料単価を乗じて将来の使用料収入を求めました。この時、令和7年度及び令和12年度に使用料改定を行うものとして、それぞれの年度で現行から17.2%ずつ上昇させています。これは、令和15年度の事業全体における経費回収率を70%以上とするために必要な改定として見込んでいます。

渋川地区における供用開始区域の拡大に伴い接続人数は増加し、さらに使用料改定による増収が見込まれますが、同時に市全体の人口減少も進むものと考えられるため、使用料収入は増加するものの、使用料改定後も年々わずかに減少すると推定されます。

### 【企業債】

公共、特環及び農集については、建設改良費に関わる経費の財源として、企業債を見込んでいます。また、資本費平準化債<sup>\*</sup>も発行し、資本費負担の一部を後年度の利用者にも負担していただく計画ですが、令和5年12月22日に総務省より示された「令和6年度地方財政対策」により、資本費平準化債の発行対象が拡充されることとなりました。

拡充された資本費平準化債の発行を行うことで一般会計繰入金を削減できることから、令和6年度以降、可能な限り借入れを行う計画としています。

建設改良費における企業債以外の財源としては、国庫補助金及び工事(受益者)負担金を見込んでいます。

(※注) 資本費平準化債は、下水道事業債の元金償還期間(最長で40年)と下水処理施設の減価償却期間(建物など50年)が異なっていることから、元金償還相当額と減価償却費相当額との差額について発行が認められているものです。資本費負担の一部を後年度に繰延べ、世代間の負担の公平を図ることができます。

また、「令和6年度地方財政対策」では、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、これまで発行可能額の計算において控除していた「過去に発行した資本費平準化債の元金償還金」について、発行の対象に追加することが示されています。

### 【一般会計繰入金】

いずれの事業においても、使用料等の収入で賄えない部分について、一般会計からの繰入金で補填せざるを得ない見込みです。公共及び特環では、新規整備や施設の更新等があるため投資額が一時的に増加しますが、使用料改定による増収や元利償還金の減少のため、令和15年度の繰入金額は、令和6年度と比べて減少する見込みです。

### (3) 投資以外の経費についての説明

#### 【職員給与費、維持管理費（動力費、修繕費、委託費等）】

職員給与費、動力費や修繕費などの維持管理費については、短期的な物価変動の影響を除外するため、原則として過去3年間（令和2～4年度）の実績値の平均を用いています。

このうち、過去3年間で毎年金額が増加していることが確認できる費用については、平均値ではなく、値が最も高い令和4年度の実績値を採用することで、物価上昇の影響を反映しています。

なお、今後の物価上昇については、近年の急激な高騰が継続するか不透明であること、また、以下の資料の考え方に基づき、令和4年度実績値以上には上昇しない見込みとしています。

- ・総務省統計局「2020年基準消費者物価指数全国2023年(令和5年)8月分」において、電気代指数が2023年度において下落傾向にあること
- ・内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和5年7月25日経済財政諮問会議提出）」において、経済の中長期的な展望の中で、消費者物価について「ベースラインケースでは中長期的に0%台半ばで推移する姿となっている」とされていること
- ・日本銀行「経済・物価情勢の展望（展望レポート）2023年7月」の「2物価の現状と見通し」において、国内企業物価指数が直近四半期で前期比マイナスとなっていること



## 5.2 将来の事業環境

今後 10 年間の投資・財政計画については、巻末資料のとおりです。ここでは、事業別及び事業全体の投資・財政計画における主な項目について説明します。

### (1) 事業別

#### 【公共下水道事業】

##### 《使用料収入》

今後は、渋川地区で新規整備を進めることにより汚水処理人口が増加する一方、同時に市全体の人口減少も進むものと考えられます。使用料改定を行わない場合、使用料収入は 3.4 億～3.5 億円とほぼ横ばいで推移する見込みです。

今後は使用料を適切な水準に近づけることにより健全な経営を目指すものとし、使用料改定を考慮して使用料収入を推定しています。その結果、令和 7 年度～令和 11 年度では約 4.0 億円、令和 12 年度以降は約 4.6 億円で推移する見込みとなっています。

表 5-2 接続人口及び使用料収入の推移（公共下水道事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	19,863	19,925	20,139	20,130	20,120
使用料収入	341,873	401,914	406,244	406,052	405,860
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	20,111	20,101	20,092	20,079	20,045
使用料収入	405,668	464,983	464,762	464,482	463,674

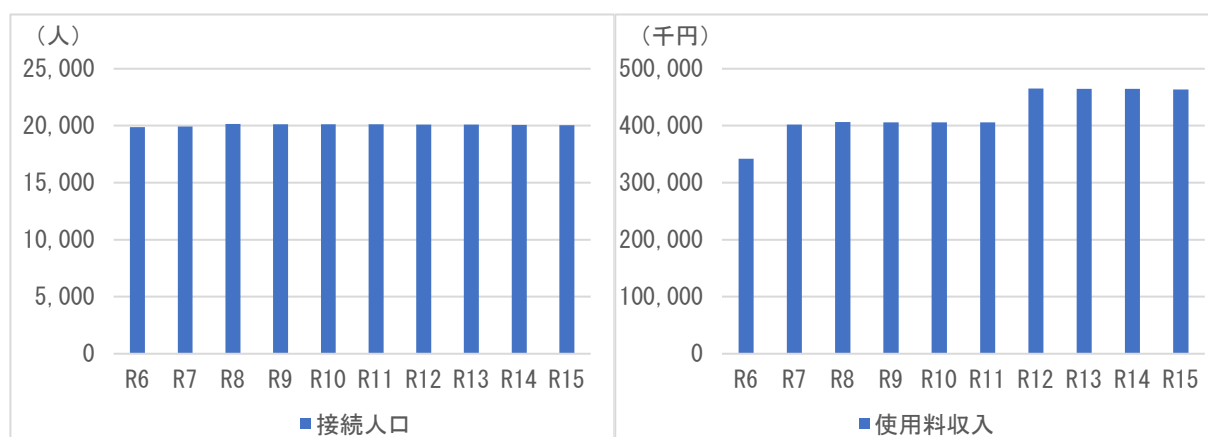


図 5-1 接続人口の推移（公共下水道事業）

図 5-2 使用料収入の推移（公共下水道事業）

## 《元利償還金・企業債残高》

表 5-3 元利償還金・企業債残高の推移（公共下水道事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	569,016	562,607	559,912	564,627	557,746
企業債残高	7,360,344	7,413,839	7,503,361	7,584,852	7,739,431
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	559,465	548,875	544,369	534,500	536,803
企業債残高	7,874,188	7,884,499	7,874,901	7,847,726	7,737,903

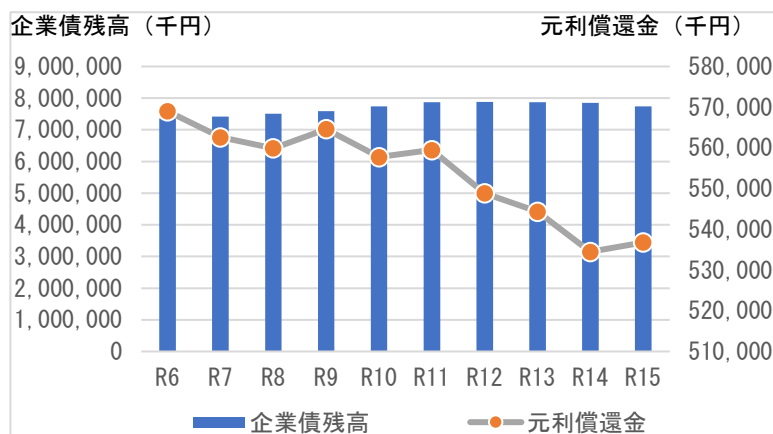


図 5-3 企業債残高及び元利償還金の推移（公共下水道事業）

今後も新規整備及び更新事業を進めていく必要があります。

健全な経営が行えるように投資は資本費平準化債を活用して計画的に行うため、計画期間中の企業債残高はほぼ一定で推移します。一方で、元利償還金は年々減少する見込みです。

## 《一般会計繰入金》

表 5-4 一般会計繰入金の推移（公共下水道事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	416,481	347,525	364,318	365,312	384,435
うち基準内	70,481	67,525	64,318	64,312	63,435
うち基準外	346,000	280,000	300,000	301,000	321,000
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	394,301	339,195	352,054	362,550	376,243
うち基準内	62,301	61,195	61,054	60,550	61,243
うち基準外	332,000	278,000	291,000	302,000	315,000

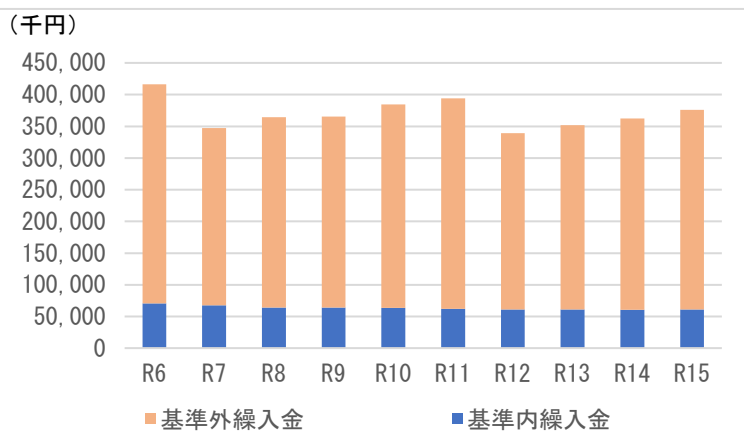


図 5-4 一般会計繰入金の推移（公共下水道事業）

一般会計繰入金は、使用料収入の増加に伴って減少し、令和6年度では約4.2億円ですが、令和7年度～令和11年度では平均3.7億円、令和12年度以降は平均3.6億円で推移する見込みです。計画的な事業運営を行っていくことで特定の年度において繰入金額が多くなりすぎないように配慮しています。

なお、一般会計からの繰入金には、総務省が毎年公表している繰出基準に適合した「基準内繰入金」と繰出基準の金額を超過した「基準外繰入金」があります。

## 【特定環境保全公共下水道事業】

### 《使用料収入》

公共と同様、新規整備を進めることにより汚水処理人口が増加する一方、同時に市全体の人口減少も進むものと考えられるため、使用料改定を行わない場合、使用料収入は約 1.1 億円とほぼ横ばいで推移する見込みで、基準外繰入金も多額のままとなります。

今後は使用料を適切な水準に近づけることにより健全な経営を目指すものとし、使用料改定を考慮して使用料収入を推定しています。その結果、令和 7 年度～令和 11 年度では約 1.2 ～1.3 億円、令和 12 年度以降は約 1.4 億円で推移する見込みとなっています。

表 5-5 接続人口及び使用料収入の推移（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	9,449	9,483	9,650	9,631	9,620
使用料収入	105,287	123,836	126,020	125,767	125,625
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	9,609	9,596	9,582	9,566	9,614
使用料収入	125,482	143,696	143,495	143,256	143,979

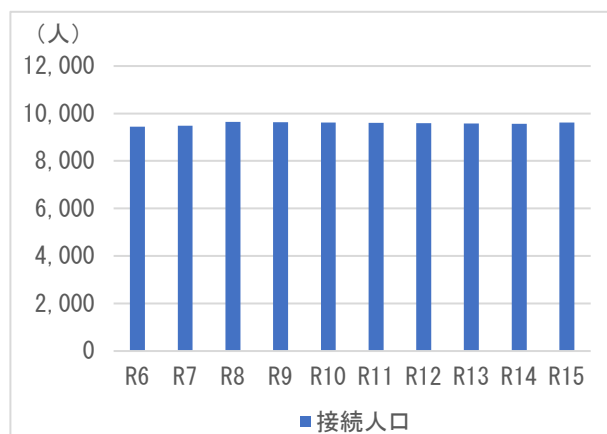


図 5-5 接続人口の推移  
（特定環境保全公共下水道事業）

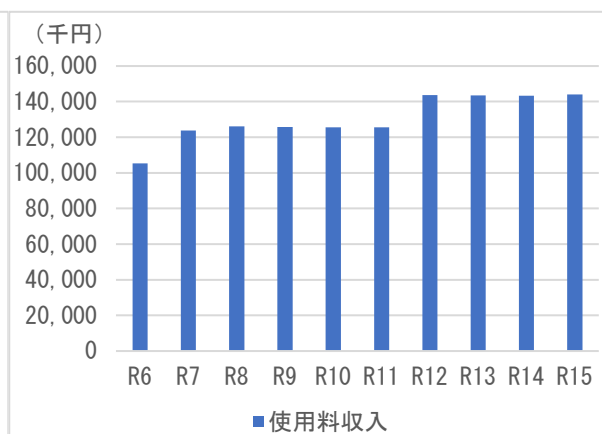


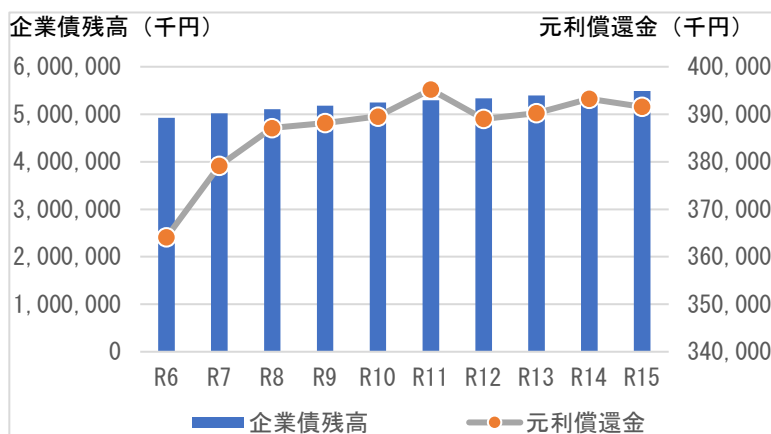
図 5-6 使用料収入の推移  
（特定環境保全公共下水道事業）

## 《元利償還金・企業債残高》

表 5-6 元利償還金・企業債残高の推移（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	364,142	379,175	387,117	388,166	389,535
企業債残高	4,924,559	5,020,826	5,108,290	5,183,547	5,245,344
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	395,223	389,039	390,244	393,277	391,579
企業債残高	5,292,714	5,332,850	5,396,756	5,412,902	5,492,181



公共と同様、新規整備及び更新事業を計画的に進めます。渋川地区における管路整備事業が企業債を主な財源としていることや、資本費平準化債の発行の影響により、企業債残高及び元利償還金は年々増加する見込みです。

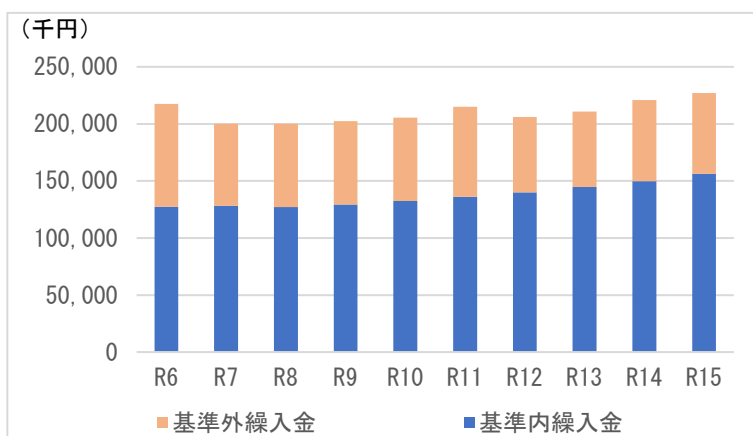
図 5-7 企業債残高及び元利償還金の推移（特定環境保全公共下水道事業）

## 《一般会計繰入金》

表 5-7 一般会計繰入金の推移（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	217,476	200,362	200,183	202,537	205,429
うち基準内	127,476	128,362	127,183	129,537	132,429
うち基準外	90,000	72,000	73,000	73,000	73,000
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	215,211	206,189	210,909	220,823	227,195
うち基準内	136,211	140,189	144,909	149,823	156,195
うち基準外	79,000	66,000	66,000	71,000	71,000



一般会計繰入金は使用料収入の増加に伴い減少し、令和 15 年度では約 2.3 億円となる見込みです。

新規整備及び処理場の更新事業に伴い、一般会計が負担することが認められている基準内繰入金が増加し、それ以外の基準外繰入金は使用料収入の増加に伴い減少する見込みです。

今後も計画的な事業運営を行っていくことにより、繰入金額の抑制に努めます。

図 5-8 一般会計繰入金の推移（特定環境保全公共下水道事業）

## 【農業集落排水事業】

### 《使用料収入》

新規整備は完了しているため、今後は人口の減少に伴って使用料収入も減少する見込みですが、使用料改定により使用料を適切な水準に近づけることで収益を確保します。

使用料改定を行わない場合、令和6年度における使用料収入は約1.6億円の見込みですが、令和15年度には約1.3億円まで減少する見込みです。

一方、使用料改定を考慮した場合、使用料収入は令和15年度で約1.7億円となりますが、人口減少が著しく、改定後も使用料収入は年々減少する見込みです。

表 5-8 接続人口及び使用料収入の推移（農業集落排水事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	16,188	15,780	15,371	15,045	14,717
使用料収入	157,078	179,453	174,800	171,097	167,365
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	14,393	14,066	13,739	13,415	13,084
使用料収入	163,682	183,435	179,177	174,942	170,636

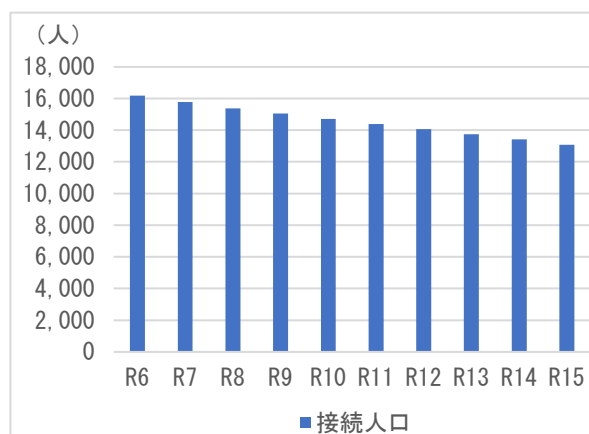


図 5-9 接続人口の推移（農業集落排水事業）

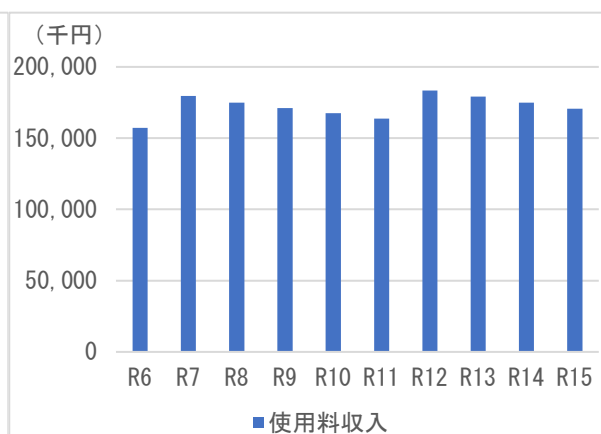


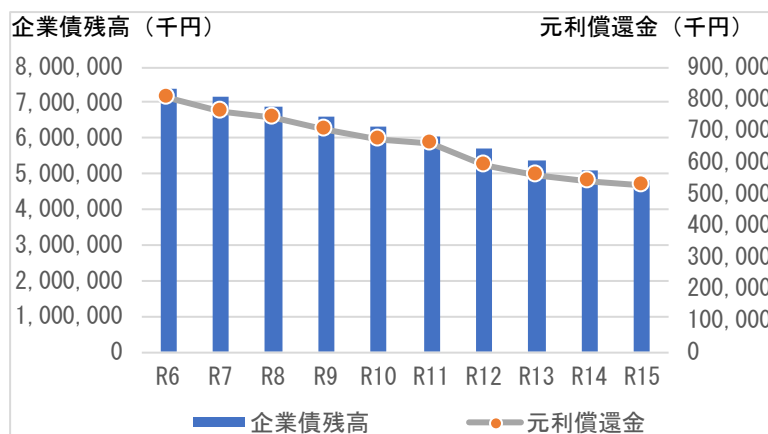
図 5-10 使用料収入の推移（農業集落排水事業）

《元利償還金・企業債残高》

表 5-9 元利償還金・企業債残高の推移（農業集落排水事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	801,806	758,771	739,730	704,548	673,338
企業債残高	7,372,446	7,143,781	6,898,526	6,632,156	6,345,559
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	657,950	591,473	557,866	541,362	528,337
企業債残高	6,037,515	5,714,433	5,380,327	5,070,886	4,809,364



今後は設備の更新を進めていきますが、新規整備が完了しているため、計画期間においては公共及び特環のような多額の継続的投資はなく、企業債残高は減少する見込みです。

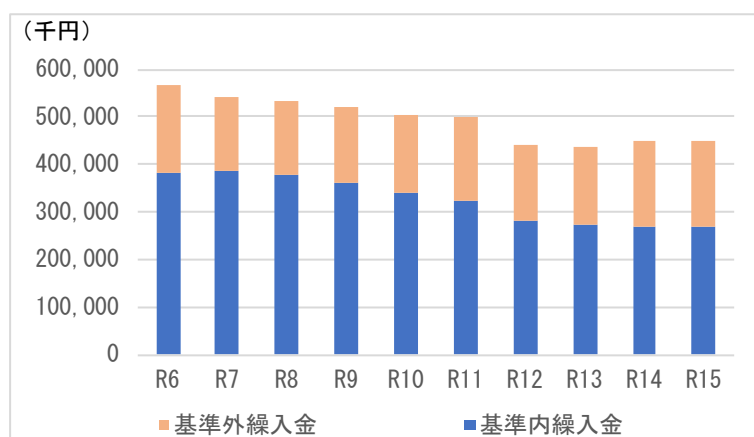
図 5-11 企業債残高及び元利償還金の推移（農業集落排水事業）

《一般会計繰入金》

表 5-10 一般会計繰入金の推移（農業集落排水事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	565,288	539,638	531,862	521,539	504,061
うち基準内	383,288	385,638	376,862	362,539	340,061
うち基準外	182,000	154,000	155,000	159,000	164,000
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	501,583	442,236	435,851	449,573	450,395
うち基準内	322,583	282,236	271,851	270,573	267,395
うち基準外	179,000	160,000	164,000	179,000	183,000



一般会計繰入金は、令和6年度では約5.7億円ですが、その後は減少し、令和15年度には約4.5億円となる見込みです。

今後は、元利償還が進んで企業債残高が減少することに伴い繰入金も減少する見込みですが、資本費平準化債の発行可能額が年々減少し、基準外繰入金の割合が高くなっていく見込みです。

図 5-12 一般会計繰入金の推移（農業集落排水事業）

## 【特定地域生活排水処理事業】

### 《使用料収入》

新規整備の予定はないため、今後は人口の減少に伴って使用料収入も減少する見込みですが、使用料改定により使用料収入の維持に努めます。

令和6年度における使用料収入は約260万円の見込みですが、使用料改定後の令和15年度は約280万円となる見込みです。しかし、人口減少が著しく、改定後も使用料収入は年々減少する見込みです。

表 5-11 接続人口及び使用料収入の推移（特定地域生活排水処理事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	388	375	362	356	349
使用料収入	2,611	2,961	2,861	2,809	2,756
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	343	336	329	323	314
使用料収入	2,704	3,040	2,980	2,926	2,844

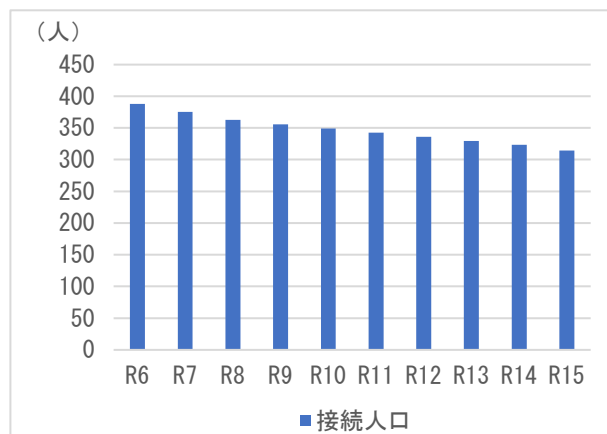


図 5-13 接続人口の推移  
(特定地域生活排水処理事業)

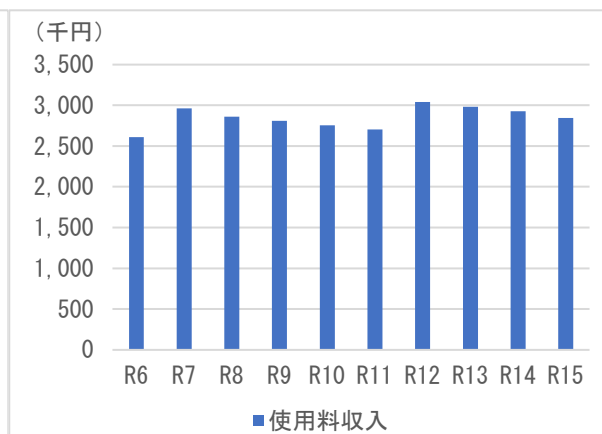


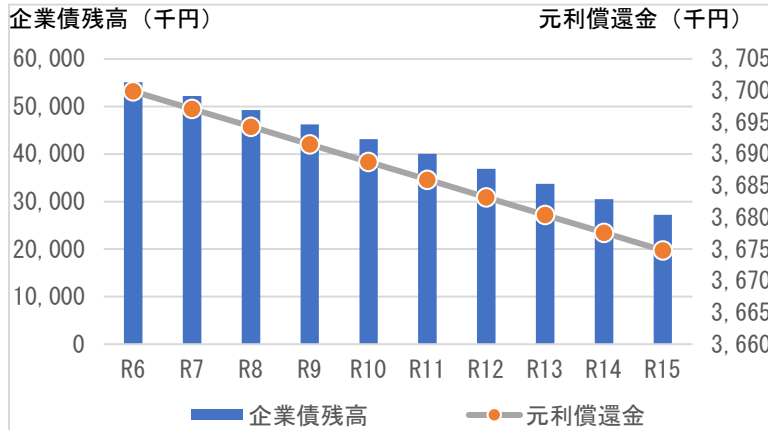
図 5-14 使用料収入の推移  
(特定地域生活排水処理事業)

《元利償還金・企業債残高》

表 5-12 元利償還金・企業債残高の推移（特定地域生活排水処理事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	3,699	3,697	3,694	3,691	3,688
企業債残高	55,119	52,192	49,224	46,214	43,161
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	3,686	3,684	3,680	3,677	3,674
企業債残高	40,064	36,922	33,735	30,502	27,222



今後は新規整備の予定がないため、建設改良に伴う新たな起債はなく、企業債残高は年々減少する見込みです。

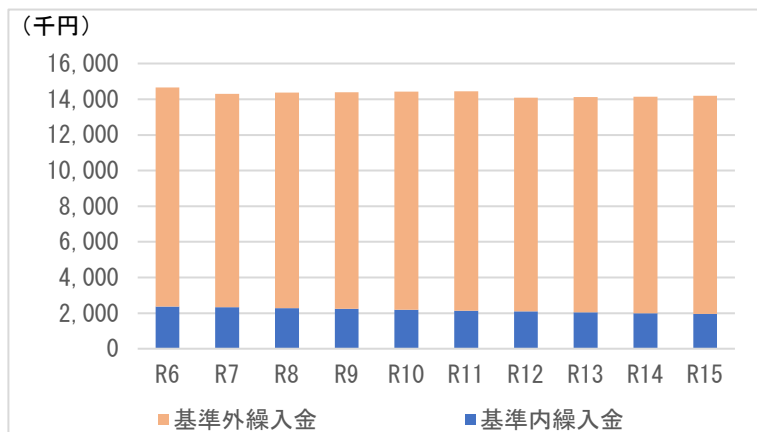
図 5-15 企業債残高及び元利償還金の推移（特定地域生活排水処理事業）

《一般会計繰入金》

表 5-13 一般会計繰入金の推移（特定地域生活排水処理事業）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	14,665	14,296	14,370	14,396	14,422
うち基準内	2,369	2,327	2,282	2,237	2,192
うち基準外	12,296	11,969	12,088	12,159	12,230
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	14,448	14,089	14,120	14,145	14,200
うち基準内	2,146	2,099	2,049	2,000	1,951
うち基準外	12,302	11,990	12,071	12,145	12,249



一般会計繰入金は毎年おおむね1,450万円前後で推移する見込みですが、使用料収入が増加する分、わずかながら減少していくとみています。

図 5-16 一般会計繰入金の推移（特定地域生活排水処理事業）



## 【個別排水処理事業】

### 《使用料収入》

新規整備の予定はないため、今後は人口の減少に伴って使用料収入も減少する見込みですが、使用料改定により使用料収入の維持に努めます。

令和6年度における使用料収入は約110万円の見込みですが、使用料改定後の令和15年度は約120万円となる見込みです。しかし、人口減少が著しく、改定後も使用料収入は年々減少する見込みです。

表 5-14 接続人口及び使用料収入の推移（個別排水処理事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	165	160	155	152	149
使用料収入	1,135	1,287	1,244	1,221	1,198
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	146	143	140	138	134
使用料収入	1,175	1,322	1,296	1,272	1,236

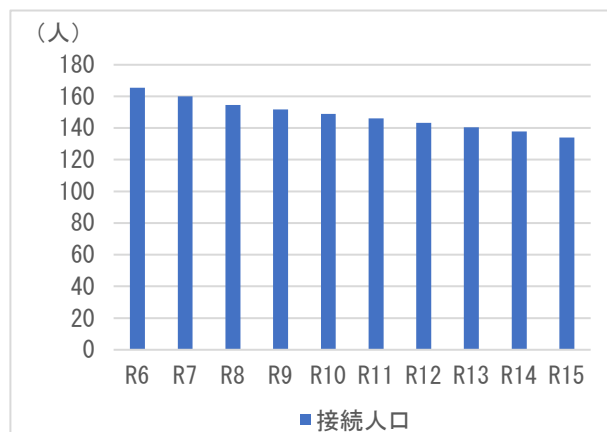


図 5-17 接続人口の推移  
（個別排水処理事業）

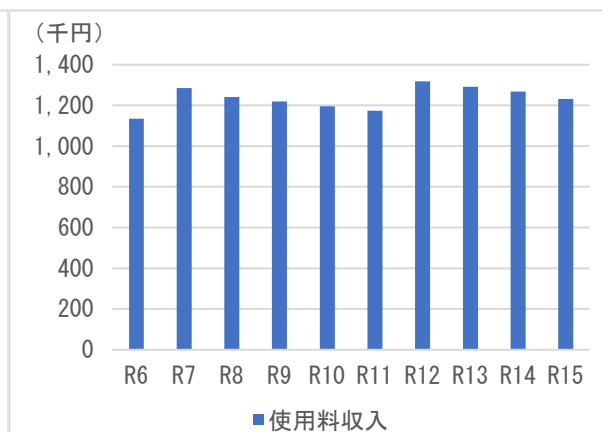
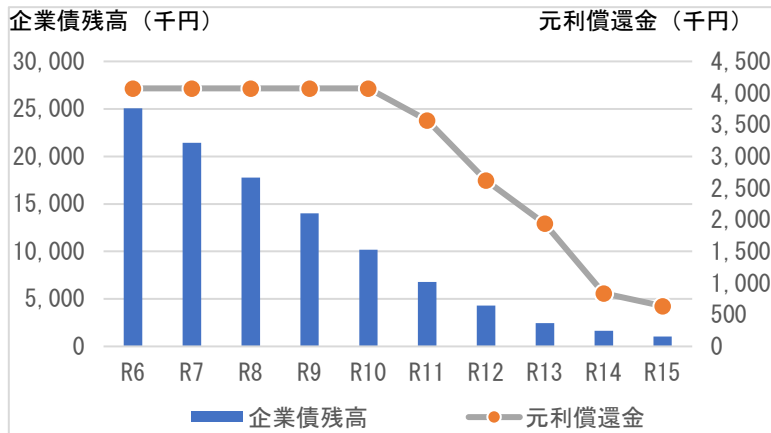


図 5-18 使用料収入の推移  
（個別排水処理事業）

《元利償還金・企業債残高》

表 5-15 元利償還金・企業債残高の推移（個別排水処理事業）（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	4,072	4,073	4,073	4,073	4,073
企業債残高	25,061	21,445	17,762	14,011	10,190
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	3,569	2,620	1,939	838	637
企業債残高	6,803	4,305	2,444	1,652	1,047



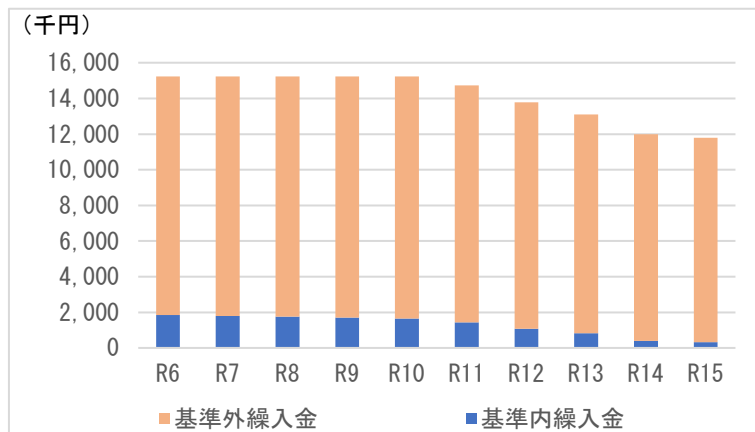
今後は新規整備の予定がないため、建設改良に伴う新たな起債はなく、企業債残高は年々減少する見込みです。

図 5-19 企業債残高及び元利償還金の推移（個別排水処理事業）

《一般会計繰入金》

表 5-16 一般会計繰入金の推移（個別排水処理事業）（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	15,231	15,232	15,232	15,231	15,231
うち基準内	1,844	1,799	1,754	1,707	1,660
うち基準外	13,387	13,433	13,478	13,524	13,571
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	14,728	13,779	13,097	11,997	11,796
うち基準内	1,447	1,090	826	401	323
うち基準外	13,281	12,689	12,271	11,596	11,473



一般会計繰入金は令和6年度で約1,520万円ですが、年々減少し令和15年度では約1,180万円となる見込みです。

起債の償還が進んで元利償還金も減少するため、繰入金は減少していく見込みです。

図 5-20 一般会計繰入金の推移（個別排水処理事業）

## 【汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業】

### 《使用料収入》

新規整備の予定はないため、今後は人口の減少に伴って使用料収入も減少する見込みですが、使用料改定により現在の収益を確保します。

使用料改定を行わない場合、令和6年度における使用料収入は約1,100万円の見込みですが、令和15年度には約900万円まで減少する見込みです。

一方、使用料改定を考慮した場合、使用料収入は令和15年度で約1,200万円となりますが、人口減少が著しく、改定後も使用料収入は年々減少する見込みです。

表 5-17 接続人口及び使用料収入の推移（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	1,256	1,225	1,193	1,168	1,142
使用料収入	11,130	12,717	12,391	12,127	11,864
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	1,117	1,092	1,066	1,041	1,015
使用料収入	11,600	13,001	12,699	12,397	12,092

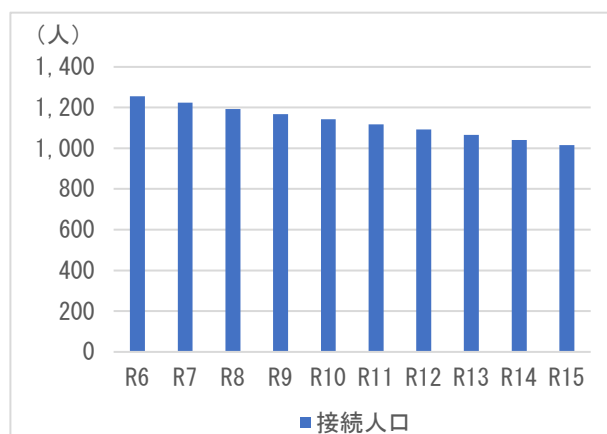


図 5-21 接続人口の推移

（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

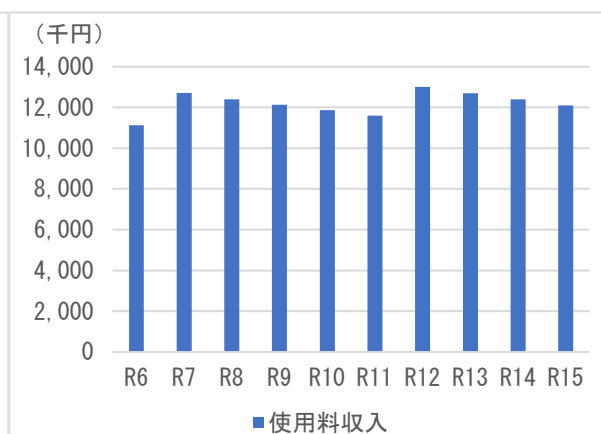


図 5-22 使用料収入の推移

（汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

## 《元利償還金・企業債残高》

表 5-18 元利償還金・企業債残高の推移（污水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	0	0	0	0	0
企業債残高	0	0	0	0	0
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	0	0	0	0	0
企業債残高	0	0	0	0	0

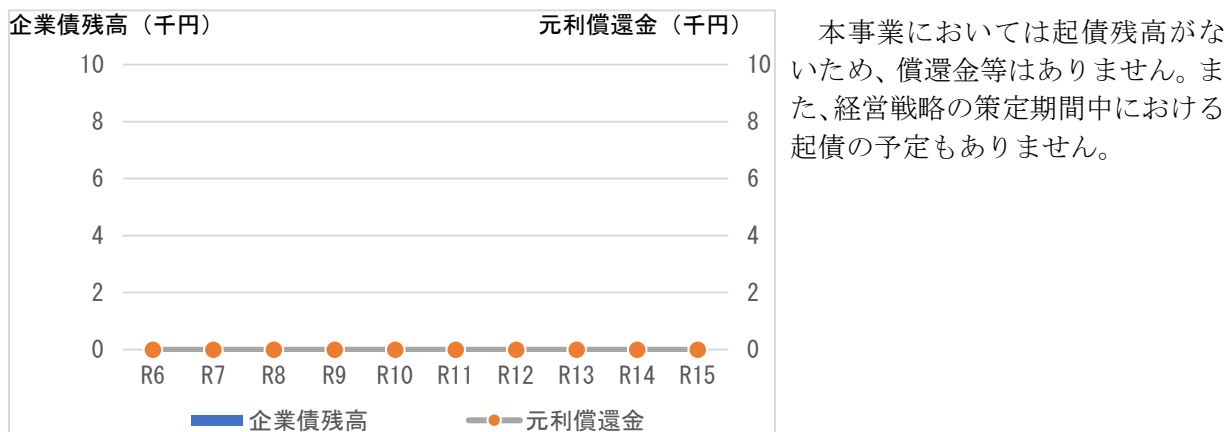
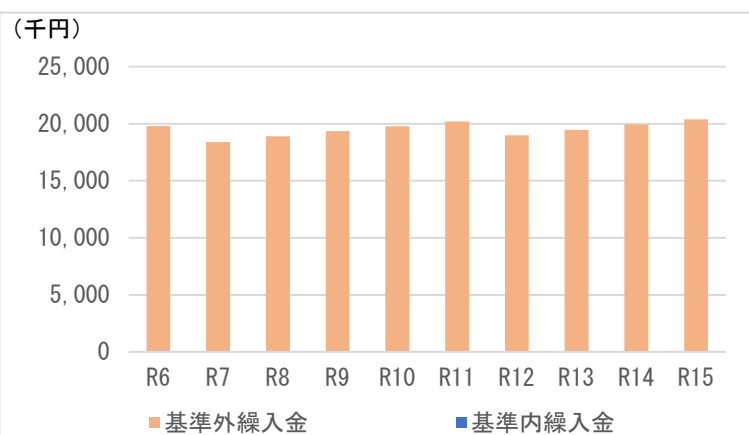


図 5-23 企業債残高及び元利償還金の推移（污水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

## 《一般会計繰入金》

表 5-19 一般会計繰入金の推移（污水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	19,809	18,413	18,908	19,339	19,769
うち基準内	0	0	0	0	0
うち基準外	19,809	18,413	18,908	19,339	19,769
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	20,201	18,989	19,458	19,927	20,400
うち基準内	0	0	0	0	0
うち基準外	20,201	18,989	19,458	19,927	20,400



一般会計繰入金は令和6年度で約1,980万円、令和15年度では2,040万円となる見込みです。

今後、計画期間において大きな整備事業は予定していませんが、使用料改定による増収のため、繰入金の金額は現状と同じ水準を維持します。

図 5-24 一般会計繰入金の推移（污水処理施設（コミュニティ・プラント）事業）

## (2) 事業全体

### 《使用料収入》

公共及び特環では新規整備を進めて汚水処理人口の増加を見込んでいるものの、全体としては人口減少により年々減少する見込みとなっています。

今後は使用料改定により、使用料を適切な水準に近づけることでより健全な経営を目指すとともに、基準外繰入金を減少させて一般会計への負担も軽減させていきます。

その結果、令和6年度の使用料収入は約6.2億円であるのに対し、令和15年度では約7.9億円となる見込みです。

表 5-20 接続人口及び使用料収入の推移（事業全体）

（単位：接続人口：人、使用料収入：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
接続人口	47,310	46,947	46,871	46,481	46,098
使用料収入	619,114	722,168	723,560	719,073	714,668
	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口	45,719	45,333	44,949	44,563	44,207
使用料収入	710,311	809,477	804,409	799,275	794,461

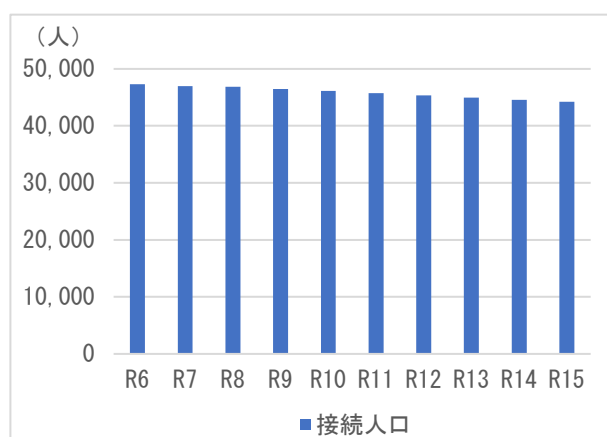


図 5-25 接続人口の推移（事業全体）

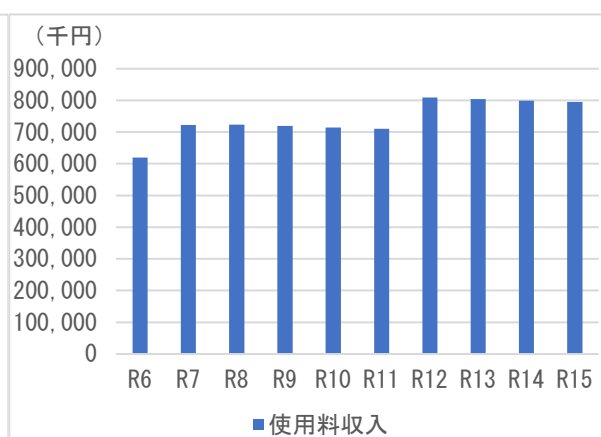


図 5-26 使用料収入の推移（事業全体）

## 《元利償還金・企業債残高》

新規整備及び更新事業の予定があり、主な財源は企業債となります。優先順位をつけて計画的に投資を行うとともに、資本費平準化債を活用することで、一般会計への負担を減らしつつ効率的に投資を進めていく予定です。

また、過去の企業債に対する償還は進んでいき、全体として企業債残高は年々減少する見込みとなっています。

表 5-21 元利償還金・企業債残高の推移（事業全体）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
元利償還金	1,742,735	1,708,323	1,694,526	1,665,105	1,628,380
企業債残高	19,737,529	19,652,083	19,577,163	19,460,780	19,383,685
	R11	R12	R13	R14	R15
元利償還金	1,619,893	1,535,691	1,498,098	1,473,654	1,461,030
企業債残高	19,251,284	18,973,009	18,688,163	18,363,668	18,067,717

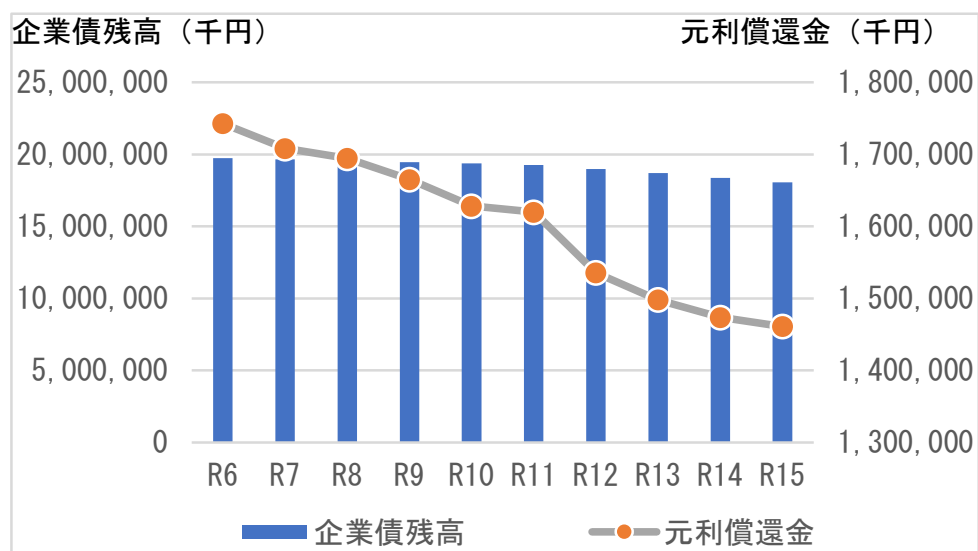


図 5-27 企業債残高及び元利償還金の推移（事業全体）

## 《一般会計繰入金》

今後、公共、特環及び農集において投資を予定していますが、起債の対象とすることができない事業費等について、事業全体を通して計画的な事業運営を行うことで、特定の年度において一般会計繰入金が過度に多くならないよう計画しています。

一方で、使用料単価が他団体と比較して低く、さらに今後は人口減少による減収が避けられないため、このままでは多額の一般会計繰入金の受け入れが続いていくと考えられます。

そこで、今後は更なる経営努力による経費削減を行うとともに、使用料改定により使用料水準（使用料単価）をより適切な水準に近づけることで、健全な経営を目指すとともに一般会計への負担を軽減させていく計画とします。

また、資本費平準化債を継続して発行することにより、計画期間内における一般会計繰入金の減少を図ります。

その結果、一般会計繰入金は令和4年度で約15億円となっていますが、令和6年度では約12.5億円、令和15年度では約11億円まで削減できる見込みです。

本市の下水道事業等では、どの事業においても使用料収入が少ない（使用料単価が低い）ため、基準外繰入金に依存している状態となっています。

基準内、基準外の区分は前章5.2 (1)【公共下水道事業】で述べたとおり、総務省による「繰出基準」に基づいています。

公営企業は独立採算が原則ですが、受益者のためではなく、公共的な必要性から実施しなければならない事業があります。このような事業に要する経費は一般会計が負担するものと考えられており、「繰出基準」として総務省より通知されます。例えば、雨水処理に係る経費は、集中豪雨による浸水対策として、その効果が広く市民が享受できるものであることから、公費（税金）で負担するものとされており、繰出基準が設けられています（基準内繰入金）。

一方、新規整備や施設更新などは、受益者のための事業となるため、これらの費用に対する繰入金は基準外繰入金となります。

表 5-22 一般会計繰入金の推移（事業全体）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計繰入金	1,248,950	1,135,466	1,144,873	1,138,354	1,143,347
うち基準内	585,458	585,651	572,399	560,332	539,777
うち基準外	663,492	549,815	572,474	578,022	603,570
	R11	R12	R13	R14	R15
一般会計繰入金	1,160,472	1,034,477	1,045,489	1,079,015	1,100,229
うち基準内	524,688	486,809	480,689	483,347	487,107
うち基準外	635,784	547,668	564,800	595,668	613,122

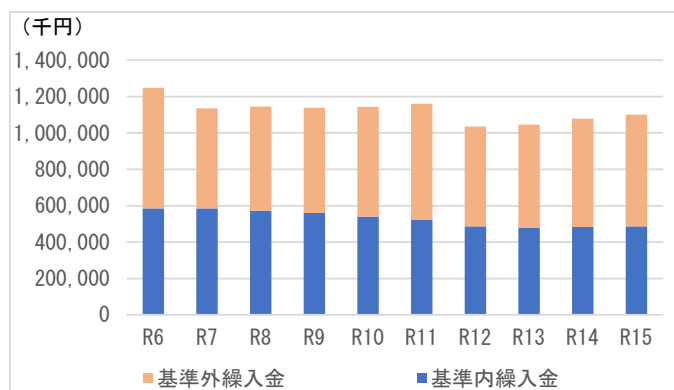


図 5-28 一般会計繰入金の推移（事業全体）

## 5.3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

### (1) 施設の統廃合及び民間活力の導入について

本市ではこれまで、農集の一部区域やコミプラの一部区域について、公共、特環との統廃合を進めてきました。現段階において、統廃合の具体的な予定はありませんが、現有する処理施設を総体的に見直し、公共下水道への接続の可否や処理施設同士の統合等の検討を進め、施設の縮減を図っていきます。

また、民間活力の導入については、現在は下水道使用料の徴収業務や下水道施設管理業務における民間業者への委託にとどまっていますが、更なる活用について検討を行います。

### (2) 使用料の見直し及び一般会計繰入金について

本市の下水道事業等はすべて経費回収率が低く、事業運営に必要な経費を使用料収入で賄えていない状態となっており、不足する分は一般会計からの繰入金により補っています。令和4年度における繰入金額は事業全体で約15億円にのぼり、一般会計の他の事業を圧迫している状態となっています。

このような状況の中、経営戦略の基本方針である「汚水処理事業の充実」に沿って、事業を着実に実施していくためには、安定的な自主財源の確保が必要です。

また、本市の下水道事業等は令和2年度から地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行しましたが、地方公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算が原則であり、本来、基準外繰入金はゼロであることが原則です。

独立採算として経営が行えているかどうかの指標に経費回収率があり、100%以上であれば事業運営に必要な経費が使用料収入で賄えていることを示します。

しかし、本市の経費回収率は100%未満であるだけでなく、同規模の他団体と比べても低くなっています。経費のうち汚水処理原価（汚水を処理する費用）は他団体と比較しても低くなっており、効率的な維持管理が行えている状態といえるため、経費回収率が低い主な原因は使用料収入が少ないためと考えられます。

また、令和2年10月に設置した「渋川市上下水道事業の経営に関する協議会」（以下、「協議会」と称します。）の中で、下水道等使用料の改定の必要性や改定率等についての協議を重ね、協議会での意見を取りまとめた「提言書」が市長あてに提出されました。提言書では、市民生活への影響を考慮しつつも、交付金の重点配分の対象外となる事態を避けるため、令和7年度当初から改定を行う必要があることや、将来的には事業全体で経費回収率80%を目指した改定を検討することが盛り込まれました。

以上のことを踏まえ、今後も使用料改定による収入の増加について検討していきます。



## 5.4 現行の使用料水準を維持した場合と改定を行った場合との比較

汚水処理を行う事業について、人口3万人以上の下水道事業（公共及び特環）は令和2年度までに、その他の汚水処理事業は令和5年度までに地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行することが求められていました。

渋川市では、令和2年度に下水道事業を公営企業会計へ移行しましたが、その際より効率的な事業運営を行うため、他の汚水処理事業についても公営企業会計へ移行し、会計を一つに統合しました。

また、公営企業会計へ移行する以前より、農集やコミプラの一部を公共や特環に接続することにより、効率化を図ってきました。

上記のような取組みを行うことで、公共、特環及び農集の汚水処理原価（汚水1m<sup>3</sup>を処理するのに必要な金額）は同規模の他団体の値に比べて低くなっており、効率的な運営が行えています。

一方で、使用料単価（汚水1m<sup>3</sup>あたりの使用料）は求められている基準である150円/m<sup>3</sup>よりも大幅に低くなっており、その結果、経費回収率が同規模の他団体の値と比べて低い状態であり、使用料収入だけでは運営に必要な経費を賄えていない状態となっています。また、使用料収入で賄えていない分は一般会計から繰入金として資金投入を受けており、本市の他の事業を圧迫しています。

特に公共及び特環については国より収支構造の適正化を行うよう要請されており、経営の改善が急務となっています。

上述したとおり、支出に関しては汚水処理原価が同規模の他団体と比べて低く、経費を著しく低下させることが困難となっています。このため、経営の改善には収入を増加させる必要があり、独立採算として健全な事業運営を持続するためには使用料の改定が避けられない状況となっています。

そこで、使用料改定を行った場合について検討を行いました。

なお、使用料は令和7年度及び12年度の2段階で上昇させるものとし、公平となるようすべての事業において同じ割合で上昇させるものとししました。

また、検討に用いる指標は、経費回収率としました。これは、経営目標に経費回収率を設定しており、さらに、経費回収率の向上に向けたロードマップの作成が国から求められていることを考慮し、採用したものです。

## (1) 使用料改定を行わない場合

使用料改定を行わない場合の経費回収率の推移は下表及び下図に示します。

特環では渋川地区の新規整備により令和8年度までは経費回収率が上昇しますが、他の事業では経費回収率が低下しています。さらに令和15年度にはすべての事業において、経費回収率は令和6年度よりも低い値となります。

また、この場合、公共及び特環においては交付金の重点配分の対象とされず、財源の問題から計画どおりに新規整備事業を進めることが出来なくなり、汚水処理人口の増加が見込めない等の弊害が現れると考えられます。

表 5-23 経費回収率の推移（使用料改定を行わない場合）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
公共	57.5%	57.2%	57.0%	56.2%	55.4%	54.7%	54.0%	53.4%	52.8%	52.0%
特環	66.0%	66.7%	68.1%	67.9%	67.6%	67.1%	66.6%	66.1%	65.6%	65.1%
農集	59.1%	57.7%	56.3%	55.2%	54.1%	53.0%	51.9%	50.8%	49.7%	48.6%
特排	19.2%	18.6%	17.9%	17.6%	17.3%	17.0%	16.6%	16.3%	16.0%	15.6%
個排	16.7%	16.2%	15.6%	15.4%	15.1%	14.8%	14.5%	14.2%	14.0%	13.6%
コミプラ	43.5%	42.4%	41.3%	40.4%	39.6%	38.7%	37.8%	36.9%	36.0%	35.2%
全体	58.1%	57.6%	57.3%	56.6%	55.8%	55.0%	54.3%	53.6%	52.8%	52.1%

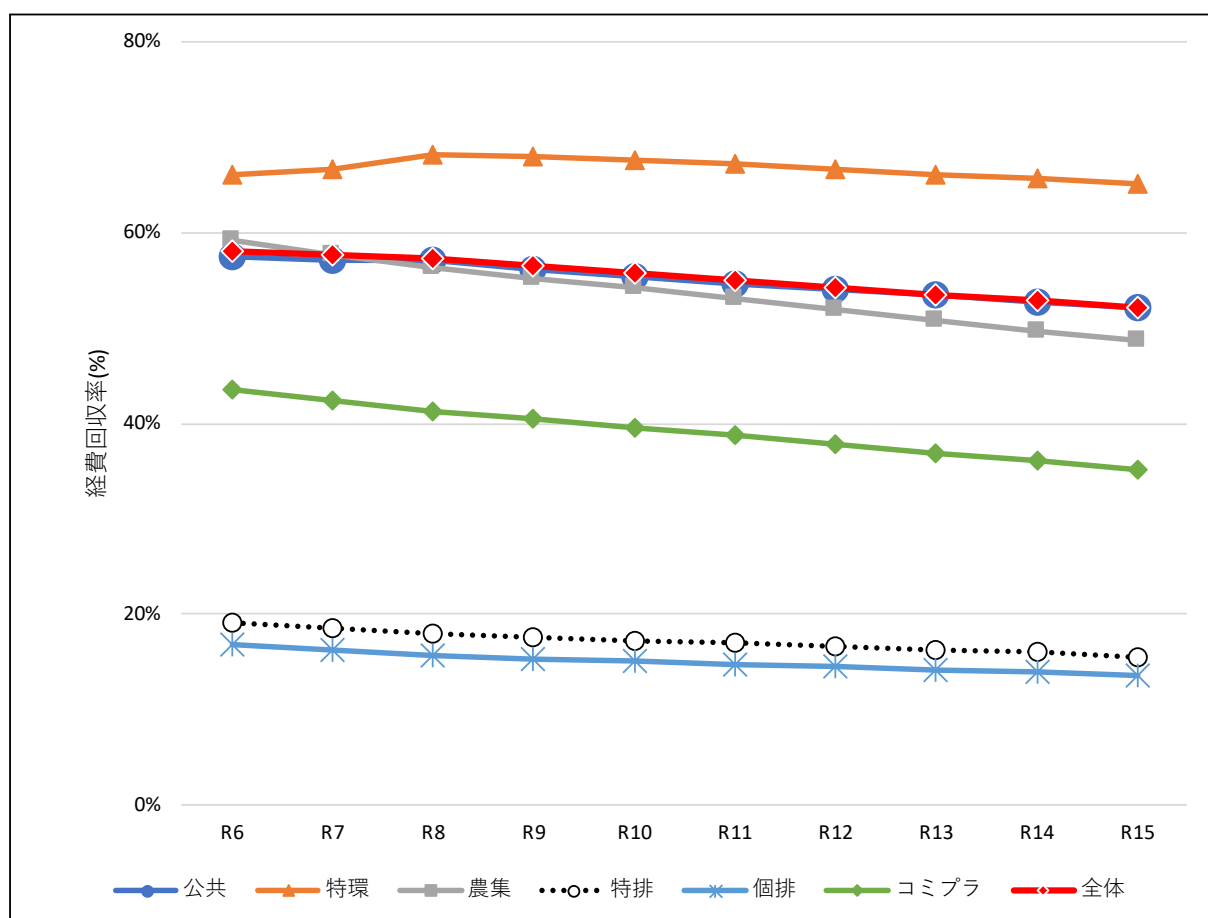


図 5-29 経費回収率の推移（使用料改定を行わない場合）

## (2) 事業全体における使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>とする場合

総務省は適正な使用料単価の水準（目安）を 150 円/m<sup>3</sup>としていることから、令和 15 年度に事業全体の使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>とする場合について検討しました。

この場合、使用料を現行から 94.4%増額させる必要があるため、令和 7 年度及び令和 12 年度に、それぞれの年度において 47.2%ずつの増額改定をするものとししました。

このとき、経費回収率の推移は下表及び下図のとおりで、令和 15 年度時点では、事業規模の大きな公共及び特環で経費回収率が 100%を超過しており、必要な経費が使用料収入で賄えている状態となります。また、農集においても経費回収率が高くなっていることから、他の事業では経費回収率が低いものの、事業規模の大きい公共、特環及び農集で十分な収入が見込めるため、事業全体での経費回収率が 100%を超過します。

一方、現行の使用料に対し、最終的に約 1.94 倍とする必要があることから、市民への負担が大きくなります。

表 5-24 経費回収率の推移（事業全体における使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>とする場合）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
公共	57.5%	84.1%	83.9%	82.7%	81.6%	80.5%	105.1%	103.8%	102.6%	101.2%
特環	66.0%	98.1%	100.2%	99.9%	99.5%	98.8%	129.5%	128.5%	127.5%	126.5%
農集	59.1%	84.9%	82.9%	81.3%	79.7%	78.0%	100.9%	98.8%	96.6%	94.5%
特排	19.2%	27.3%	26.4%	25.9%	25.4%	25.0%	32.3%	31.7%	31.1%	30.2%
個排	16.7%	23.8%	23.0%	22.6%	22.2%	21.8%	28.2%	27.6%	27.1%	26.4%
コミプラ	43.5%	62.4%	60.8%	59.5%	58.2%	56.9%	73.5%	71.8%	70.1%	68.3%
全体	58.1%	84.8%	84.4%	83.2%	82.1%	81.0%	105.5%	104.1%	102.7%	101.3%

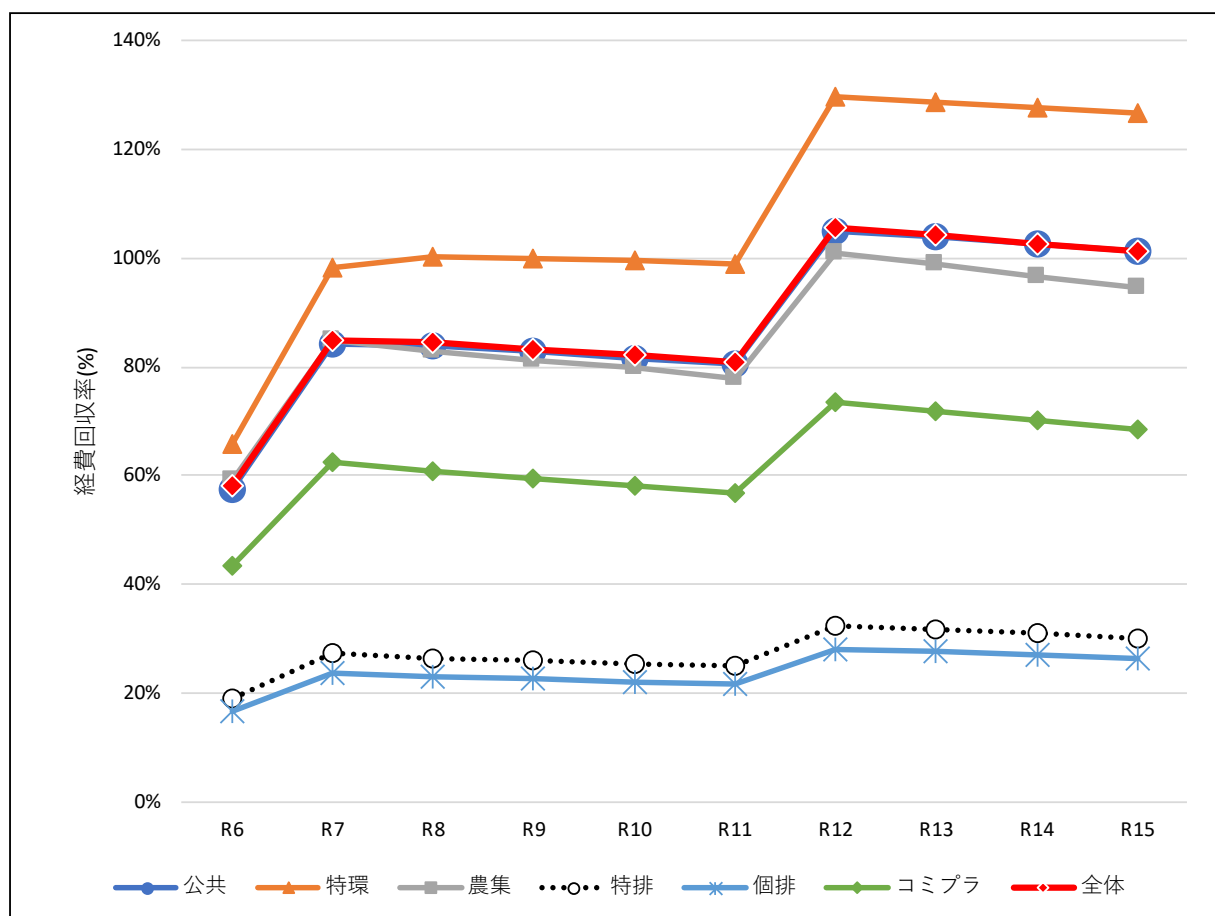


図 5-30 経費回収率の推移（事業全体における使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>とする場合）

### (3) 事業全体における経費回収率を 70%とする場合

令和 15 年度に事業全体における経費回収率を、経営目標である 70%とする場合について検討しました。この場合、使用料を現行から 34.4%増額改定する必要があるため、令和 7 年度及び令和 12 年度に、それぞれの年度において 17.2%ずつの増額改定を行うものとして見込んでいます。

このとき、経費回収率の推移は下表及び下図のとおりで、令和 15 年度時点では、事業規模の大きな公共、特環で経費回収率が 70%を超過しており、必要な経費が使用料収入でおおむね賄えている状態となります。また、他の事業では経費回収率が低いものの、事業規模の大きい公共及び特環で収入が増加するため、令和 15 年度での事業全体での経費回収率が 70.0%となり、令和 6 年度と比べて約 12 ポイント上昇します。

表 5-25 経費回収率の推移（事業全体における経費回収率を 70%とする場合）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
公共	57.5%	67.0%	66.8%	65.9%	64.9%	64.1%	72.6%	71.7%	70.9%	70.0%
特環	66.0%	78.1%	79.8%	79.5%	79.2%	78.7%	89.6%	88.9%	88.1%	87.4%
農集	59.1%	67.6%	66.0%	64.7%	63.5%	62.1%	69.8%	68.3%	66.8%	65.3%
特排	19.2%	21.8%	21.0%	20.6%	20.3%	19.9%	22.4%	21.9%	21.5%	20.9%
個排	16.7%	19.0%	18.3%	18.0%	17.7%	17.3%	19.5%	19.1%	18.8%	18.2%
コミプラ	43.5%	49.7%	48.4%	47.4%	46.4%	45.3%	50.8%	49.6%	48.4%	47.3%
全体	58.1%	67.5%	67.2%	66.3%	65.4%	64.5%	73.0%	72.0%	71.0%	70.0%

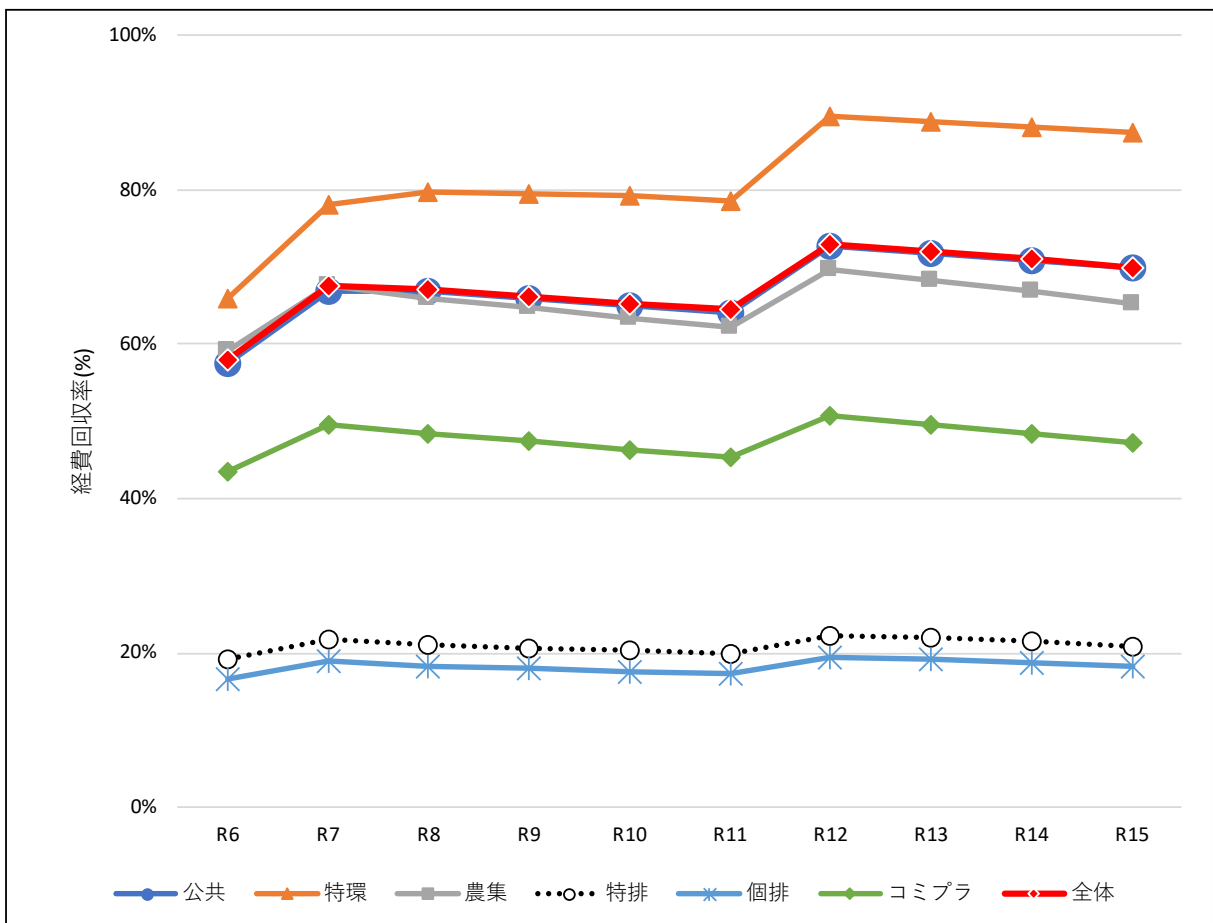


図 5-31 経費回収率の推移（事業全体における経費回収率を 70%とする場合）

## 6 経営戦略の事後検証、更新の考え方

経営戦略は策定して終わりではありません。今後も継続的に見直し、更新していくことが必要になります。進捗管理は毎年度、計画の達成状況について検証を行い、改善策の実施及び計画の見直しという一連の流れ（PDCA サイクル）により行います。

また、計画の定期的な見直し（ローリング）は、5年ごとに実施することとし、その時点での経営実態、経営環境に照らし合わせて、計画の見直しを行います。





## 7 巻末資料：投資・財政計画

次ページ以降に、各事業の投資・財政計画を示します。

公共下水道事業 収益的収支

(単位:千円,%)

区分	年度	年度													
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度		
収益的 収入	1. 営業収益	351,129	334,032	347,223	407,361	411,896	411,920	411,918	411,855	470,897	470,604	470,250	469,368		
	(1) 料収入	345,368	328,890	341,873	401,914	406,244	406,052	405,860	405,668	464,983	464,762	464,482	463,674		
	(2) 委託工事収益														
収益的 支出	1. 営業費用	570,242	603,812	587,003	536,612	548,657	586,996	580,716	596,396	551,639	567,394	581,312	597,132		
	(1) 補助金	325,632	354,159	344,307	295,069	301,821	313,366	322,984	334,751	286,608	299,592	310,578	323,864		
	(2) 長期前受金	243,426	249,452	242,434	241,281	246,574	251,419	257,470	261,983	264,769	267,540	270,472	273,006		
収益的 支出	2. 経費	921,371	937,844	934,226	943,973	960,553	976,967	992,634	1,008,651	1,022,536	1,037,998	1,051,562	1,066,500		
	(1) 職員給与	813,698	873,798	854,924	867,450	884,261	900,679	916,678	930,266	942,389	956,952	970,462	985,303		
	(2) 退職給付	19,017	21,068	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790	20,790		
経常 支出	(3) 減価償却費	483,118	507,560	504,178	516,704	533,515	549,933	565,932	579,520	591,643	606,206	619,716	634,557		
	(4) 支払利息	87,216	89,465	78,058	76,002	75,034	75,018	75,425	77,422	79,386	79,771	80,225	80,680		
	(5) その他	365	676	78,058	76,002	75,034	75,018	75,425	77,422	79,386	79,771	80,225	80,680		
特別 支出	(6) 特別損失	900,914	963,263	932,982	943,452	959,295	975,697	992,103	1,007,888	1,021,775	1,036,723	1,050,887	1,065,983		
	(7) 出資	20,457	△25,419	1,244	521	1,258	1,270	531	963	761	1,275	875	517		
	(8) 償還	23,477	2,602												
繰越利益剰余金	(9) 繰越利益剰余金	29,365	3,601												
	(10) 繰越利益剰余金	△5,888	△9,999												
	(11) 繰越利益剰余金	14,569	△26,418	1,244	521	1,258	1,270	531	963	761	1,275	875	517		
流動 負債	(12) 流動負債	681,334	654,916	656,160	656,681	657,939	659,209	659,740	660,703	661,464	662,739	663,614	664,131		
	(13) 流動負債	340,355	340,355	373,476	393,917	400,252	415,911	399,617	371,178	323,409	291,507	216,273	137,679		
	(14) 流動負債	92,692	92,692	91,754	107,868	109,030	108,979	108,979	108,979	108,979	124,736	124,661	124,444		
流動 資産	(15) 流動資産	724,050	724,050	701,609	699,882	704,613	697,325	697,047	684,493	679,602	669,279	671,127	677,580		
	(16) 流動資産	501,644	501,644	486,605	484,878	489,609	482,321	482,043	469,489	464,598	454,275	456,123	462,576		
	(17) 流動資産	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004	215,004		
累積欠損金比率	( (A)-(B) / (A) ) × 100														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(ラ)の不足額															
営業収益一受託工事収益(A)-(B)		351,129	334,032	347,223	407,361	411,896	411,920	411,918	411,855	470,897	470,604	470,250	469,368		
地方財政法による健全化法施行令第16条により算定した(ナ)の不足額															
健全化法施行令第6条に規定する(オ)の不足額															
健全化法施行令第17条により算定した(カ)の不足額															
健全化法第22条により算定した(キ)の不足率															



公共下水道事業 資本的収支

区分	(単位:千円)											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1. 企業価値	395,900	527,900	521,300	540,100	574,400	571,100	636,900	616,800	479,800	455,000	427,100	346,300
うち資本費平準化債	123,000	91,900	217,600	204,900	187,900	170,600	141,700	121,600	90,000	65,200	37,300	21,900
2. 他会計出資金	163,994	174,020	55,000	38,000	51,000	40,000	49,000	47,000	40,000	40,000	40,000	40,000
3. 他会計補助金												
4. 他会計負担金	35,171	22,793	11,878	9,063	5,899	6,132	6,447	6,617	6,726	6,675	6,258	6,739
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	138,830	171,828	158,610	212,635	276,450	203,950	294,100	294,100	176,500	176,500	176,500	177,300
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金	60,032	37,777	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937	52,937
9. その他	918	684	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
計 (A)	794,845	935,002	800,801	853,811	961,762	875,195	1,040,460	1,018,530	757,039	732,188	703,871	624,352
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
純計 (A)-(B) (C)	794,845	935,002	800,801	853,811	961,762	875,195	1,040,460	1,018,530	757,039	732,188	703,871	624,352
1. 建設改良費	536,402	690,719	540,112	638,826	759,912	669,662	883,376	883,376	678,876	639,376	674,876	608,676
うち職員給与費	36,106	60,912	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106	36,106
2. 企業価値還金	515,649	501,644	490,958	486,605	484,878	489,609	482,321	482,043	469,489	464,598	454,275	456,123
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他		1,440										
計 (D)	1,052,051	1,193,803	1,031,070	1,125,431	1,244,790	1,159,271	1,365,897	1,365,419	1,148,365	1,103,974	1,129,151	1,064,799
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	257,206	258,801	230,269	271,620	283,028	284,076	325,237	346,889	391,326	371,786	425,280	440,447
1. 損益勘定留保資金	215,580	230,383	230,269	271,620	283,028	284,076	308,462	317,537	326,874	338,666	349,244	361,551
2. 利益剰余金処分												
3. 繰越工事資金												
4. その他	41,626	28,418					16,775	29,352	64,452	33,120	76,036	78,896
計 (F)	257,206	258,801	230,269	271,620	283,028	284,076	325,237	346,889	391,326	371,786	425,280	440,447
補填財源不足額 (E)-(F) (G)												
他会計借入金残高 (G)												
企業価値残高 (H)	7,303,746	7,330,002	7,360,344	7,413,839	7,503,361	7,584,852	7,739,431	7,874,188	7,884,499	7,874,901	7,847,726	7,737,903

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	(単位:千円)											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分	331,353	359,228	349,603	300,462	307,419	319,180	328,888	340,684	292,469	305,379	316,292	329,504
うち基準内繰入金	59,744	65,058	58,603	58,462	58,419	58,180	56,988	55,684	54,469	54,379	54,292	54,504
うち基準外繰入金	271,609	294,170	291,000	242,000	249,000	261,000	272,000	285,000	238,000	251,000	262,000	275,000
資本的収支分	199,165	196,813	66,878	47,063	56,899	46,132	55,447	53,617	46,726	46,675	46,258	46,739
うち基準内繰入金	35,171	22,793	11,878	9,063	5,899	6,132	6,447	6,617	6,726	6,675	6,258	6,739
うち基準外繰入金	163,994	174,020	55,000	38,000	51,000	40,000	49,000	47,000	40,000	40,000	40,000	40,000
合計	530,518	556,041	416,481	347,525	364,318	365,312	384,435	394,301	339,195	352,054	362,550	376,243

特定環境保全公共下水道事業 収益的収支

区分	年度											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収入	104,828	104,510	105,287	123,836	126,020	125,767	125,625	125,482	143,696	143,495	143,256	143,979
1. 営業収入	(A)	104,510	105,287	123,836	126,020	125,767	125,625	125,482	143,696	143,495	143,256	143,979
(1) 料金を収める収入		104,509	105,287	123,836	126,020	125,767	125,625	125,482	143,696	143,495	143,256	143,979
(2) 受託工事収入	(B)											
(3) その他		1										
2. 営業外収入		1										
(1) 補助金	339,204	335,077	334,527	310,478	306,101	306,929	309,045	314,013	300,488	305,775	311,138	320,824
(2) 他会計補助金	198,988	213,319	196,438	179,815	180,183	182,537	185,429	190,211	176,189	180,909	185,823	192,195
(3) その他補助金	198,988	213,319	196,438	179,815	180,183	182,537	185,429	190,211	176,189	180,909	185,823	192,195
(4) 長期前受金	140,204	141,746	138,077	130,651	125,906	124,380	123,604	123,790	124,287	124,854	125,303	128,617
(5) その他	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3. 収入計	(C)	444,032	459,887	439,814	434,314	432,121	432,696	439,495	444,184	449,270	454,394	464,803
1. 営業費用		373,836	400,620	380,708	373,302	373,302	376,460	380,833	385,756	390,739	395,457	405,932
(1) 職員給与	16,845	19,517	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835	17,835
(2) 基本給	8,402	9,735	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143	9,143
(3) 退職給付	1,432	1,659	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
(4) その他	7,011	8,123	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299
(5) 経費	87,813	101,744	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869	90,869
(6) 力	17,434	20,200	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434	17,434
(7) 修繕費	14,311	16,581	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149	20,149
(8) 材料費												
(9) その他	56,068	64,963	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286	53,286
(10) 減価償却費	289,178	279,359	272,004	266,929	264,598	265,327	267,756	272,129	277,092	282,035	286,753	297,228
(11) 営業外費用	61,989	75,766	58,043	57,481	57,481	57,481	57,481	57,393	57,375	57,450	57,823	57,858
(12) 支払利息	61,986	60,697	58,043	57,481	57,481	57,481	57,432	57,393	57,375	57,450	57,823	57,858
(13) その他	3	15,069										
2. 支出計	(D)	435,825	476,386	433,275	430,783	431,454	433,892	438,226	443,131	448,189	453,280	463,790
3. 常損	(E)	8,207	16,799	1,063	1,039	1,242	778	1,269	1,053	1,081	1,114	1,013
4. 特別損	(F)		2									
5. 特別損	(G)		2									
6. 特別損	(H)		2									
7. 当年度純利益	(I)	△ 287,307	△ 304,106	△ 302,004	△ 302,004	△ 300,666	△ 299,424	△ 297,377	△ 296,324	△ 295,243	△ 294,129	△ 293,116
8. 繰越利益剰余金又は累積欠損金	(J)	△ 287,307	△ 304,106	△ 302,004	△ 302,004	△ 300,666	△ 299,424	△ 297,377	△ 296,324	△ 295,243	△ 294,129	△ 293,116
9. 流動	(K)	65,564	65,564	65,851	77,452	78,818	78,660	78,482	89,748	89,598	89,598	90,051
10. 流動	(L)	388,653	368,653	389,674	397,777	398,884	400,244	399,805	400,935	403,595	401,862	395,221
11. うち建設改良費	(M)	297,792	297,792	321,533	329,636	330,743	332,103	331,664	332,794	335,454	333,721	327,080
12. うち一時借入金	(N)	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141	68,141
13. 累積欠損金比率	(O)	(A)/(B) × 100										
14. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不	(P)											
15. 営業収益一委託工事収益	(Q)	104,828	104,510	105,287	123,836	126,020	125,767	125,482	143,696	143,495	143,256	143,979
16. 資金不足の比率	(R)	(L)/(M) × 100										
17. 健全化法施行令第16条により算定した金額	(S)											
18. 健全化法施行令第6条に規定する消費可能資金不足額	(T)											
19. 健全化法施行令第17条により算定した規	(U)											
20. 健全化法第22条により算定した資金不足比率	(V)	(N)/(P) × 100										

(単位:千円,%)

特定環境保全公共下水道事業 資本的収支

区分	年度		(単位:千円)												
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
資本的収入	1. 企業	309,200	286,400	403,700	417,800	417,100	406,000	393,900	385,200	371,800	396,700	351,600	413,000		
	うち資本費平準化債	111,700	119,600	170,700	184,800	184,100	173,000	169,900	152,200	130,800	119,700	109,600	93,400		
	2. 他会計出資金	40,717	42,249	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	25,000	30,000	35,000	35,000		
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金	4,752	3,294	1,038	547										
5. 他会計借入金															
6. 国(都道府県)補助金	45,488	13,850	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	39,500	48,500	89,500	50,500	65,200		
7. 固定資産売却代金															
8. 工事負担金	34,482	18,649	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934	33,934		
9. その他	462	517	501	501	501	501	501	501	501	501	501	501	501		
計	435,101	364,959	498,673	512,282	511,035	499,935	487,835	484,735	484,135	484,735	550,635	471,535	547,635		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
(B)															
計	435,101	364,959	498,673	512,282	511,035	499,935	487,835	484,735	484,135	484,735	550,635	471,535	547,635		
1. 建設改良費	285,633	200,242	289,853	289,853	289,853	289,853	289,853	289,853	289,853	308,353	389,853	312,353	404,653		
うち職員給与	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130	13,130		
2. 企業賃借還金	283,971	297,792	306,099	321,533	329,636	330,743	332,103	337,830	337,830	331,664	332,794	335,454	333,721		
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他	722	480													
計	570,326	498,514	595,952	611,386	619,489	620,596	621,956	621,956	627,683	640,017	722,647	647,807	738,374		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	135,225	133,555	97,279	99,104	108,454	120,661	134,121	134,121	143,548	155,282	172,012	176,272	190,739		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	114,748	116,756	97,279	99,104	108,454	120,661	134,121	143,548	152,766	157,180	161,451	168,612		
	2. 利益剰余金処分														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	20,477	16,799							2,516	14,832	14,821	22,127		
計	135,225	133,555	97,279	99,104	108,454	120,661	134,121	143,548	155,282	172,012	176,272	190,739			
補填財源不足額															
(E)-(F)															
他会計借入金残高															
企業債残高	4,838,350	4,826,958	4,924,559	5,020,826	5,108,290	5,183,547	5,245,344	5,292,714	5,332,850	5,396,756	5,412,902	5,492,181			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度		(単位:千円)												
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
収益的収支	うち基準内繰入金	198,988	213,319	196,438	179,815	180,183	182,537	185,429	190,211	176,189	180,909	185,823	192,195		
	うち基準外繰入金	122,854	150,677	126,438	127,815	127,183	129,537	132,429	136,211	140,189	144,909	149,823	156,195		
資本的収支	うち基準内繰入金	45,469	45,543	21,038	20,547	20,000	20,000	20,000	25,000	30,000	30,000	35,000	35,000		
	うち基準外繰入金	4,752	3,294	1,038	547										
計	244,457	258,862	217,476	200,362	200,183	202,537	205,429	215,211	206,189	210,909	220,823	227,195			

農業集落排水事業 収益的収支

(単位:千円, %)

区分	年度	令和5年度 (決算) (原)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的	1. 営業収益	165,110	157,078	179,453	174,800	171,097	167,365	163,682	183,435	179,177	174,942	170,636
	(1) 料取	165,110	157,078	179,453	174,800	171,097	167,365	163,682	183,435	179,177	174,942	170,636
	(2) 委託工事収益											
収益的	2. 営業外収益											
	(1) 補助金	868,392	789,663	761,805	758,782	748,790	742,300	741,977	710,814	701,947	698,290	689,461
	(2) 補助金	486,588	432,565	404,858	400,673	396,995	395,971	402,414	383,564	397,538	407,655	408,433
収益的	3. その他補助金	496,588	484,969	404,858	400,673	396,995	395,971	402,414	383,564	397,538	407,655	408,433
	(1) 長期前受金戻入	371,688	356,907	356,756	357,918	351,604	346,138	339,372	327,039	304,218	290,444	280,837
	(2) その他	136	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191
収益的	1. 営業費用	1,033,502	1,013,697	946,741	938,582	919,887	909,665	905,659	894,249	881,124	873,232	860,097
	(1) 職員給与	21,270	24,910	23,949	23,949	23,949	23,949	23,949	23,949	23,949	23,949	23,949
	(2) 基本給	10,631	12,451	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833	11,833
収益的	3. その他	8,765	10,265	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313
	(1) 動力費	242,892	284,456	229,407	229,407	229,407	229,407	229,407	229,407	229,407	229,407	229,407
	(2) 修繕費	74,215	86,915	74,215	74,215	74,215	74,215	74,215	74,215	74,215	74,215	74,215
支出	2. 材料費	35,590	41,680	30,675	30,675	30,675	30,675	30,675	30,675	30,675	30,675	30,675
	(1) 減価償却費	133,087	155,861	124,517	124,517	124,517	124,517	124,517	124,517	124,517	124,517	124,517
	(2) 営業外費用	613,336	598,984	600,472	598,894	590,559	584,986	585,588	579,140	570,305	565,586	556,264
支出	1. 支払利息	125,840	138,546	80,175	80,175	74,878	70,041	65,306	60,891	56,860	52,921	49,415
	(2) その他	115,782	103,983	86,106	80,175	74,878	70,041	65,306	60,891	56,860	52,921	49,415
	3. 支払利息	10,078	34,563	86,106	80,175	74,878	70,041	65,306	60,891	56,860	52,921	49,415
特別	経常損益	1,003,338	1,046,896	939,934	932,425	918,793	908,383	904,220	893,387	880,521	871,863	859,035
	(E) 特別損益	30,164	888	1,324	1,157	1,094	1,282	1,439	862	603	1,369	1,062
	(F) 特別損失											
特別	当年度純利益(又は純損失)	30,161	888	1,324	1,157	1,094	1,282	1,439	862	603	1,369	1,062
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	343,864	376,175	374,851	373,694	372,600	371,318	369,879	369,017	368,414	367,045	365,983
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	144,319	144,319	346,542	425,083	473,811	485,939	475,195	405,028	319,413	237,889	143,304
流動	うち未収金	5,596	5,324	6,082	5,924	5,799	5,672	5,548	6,217	6,073	5,929	5,783
	うち建設改良費	789,575	789,575	734,140	691,145	684,772	654,119	592,057	562,481	549,916	540,397	523,183
	うち一時借入金	725,604	725,604	672,665	629,670	603,297	592,644	530,582	501,006	488,441	478,922	461,708
流動	うち未払金	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475
	うち未払金	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475
	うち未払金	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475	61,475
流動	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	165,110	168,428	179,453	174,800	171,097	167,365	163,682	183,435	179,177	174,942	170,636
	地方財政法による資金不足の比率											
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額											
流動	健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資金不足額											
	健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資金不足額											
	健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資金不足額											
流動	健全化法施行令第22条により算定した資金不足比率											
	健全化法施行令第22条により算定した資金不足比率											
	健全化法施行令第22条により算定した資金不足比率											

農業集落排水事業 資本的収支

(単位:千円)

区分	年度														
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
1. 企業	371,600	420,600	481,800	444,000	414,300	363,300	316,700	284,600	207,500	166,900	179,000	217,400			
うち資本費平準化償	320,200	285,600	423,200	385,400	355,700	304,700	258,100	226,000	148,900	108,300	84,400	69,800			
2. 他会計出資金	59,781	72,539	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	40,000	40,000			
3. 他会計補助金															
4. 他会計負担金	121,558	114,723	112,723	114,780	111,189	104,544	88,090	69,169	28,652	8,313	1,918	1,962			
5. 他会計借入金															
6. 国(都道府県)補助金									10,000	7,000	41,000	102,000			
7. 固定資産売却代金															
8. 工事負担金	18,337	16,267	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467	17,467			
9. その他	232	174	267	267	267	267	267	267	267	267	267	267			
計 (A)	571,508	624,303	632,257	596,514	563,223	505,578	442,524	401,503	293,886	229,947	279,652	379,096			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
計 (A)-(B) (C)	571,508	624,303	632,257	596,514	563,223	505,578	442,524	401,503	293,886	229,947	279,652	379,096			
1. 建設改良費	66,995	145,707	67,102	67,102	67,102	67,102	67,102	67,102	87,102	81,102	149,102	271,102			
うち職員給与	6,322	8,803	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322	6,322			
2. 企業償還金	750,588	725,605	708,351	672,665	659,555	629,670	603,297	592,644	530,582	501,006	488,441	478,922			
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他		480													
計 (D)	817,583	871,792	775,453	739,767	726,657	696,772	670,399	659,746	617,684	582,108	637,543	750,024			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	246,075	247,489	143,196	143,253	163,434	191,194	227,875	258,243	323,798	352,161	357,891	370,928			
1. 損益勘定留保資金	245,831	208,290	143,196	143,253	163,434	191,194	227,875	246,186	252,101	266,087	275,142	275,427			
2. 利益剰余金処分額															
3. 繰越工事資金															
4. その他	244	39,199						12,057	71,697	86,074	82,749	95,501			
計 (F)	246,075	247,489	143,196	143,253	163,434	191,194	227,875	258,243	323,798	352,161	357,891	370,928			
補填財源不足額 (E)-(F) (G)															
他会計借入金残高 (G)															
企業償還金残高 (H)	7,904,002	7,598,997	7,372,446	7,143,781	6,898,526	6,632,156	6,345,559	6,037,515	5,714,433	5,380,327	5,070,886	4,809,364			

〇他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度														
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
収益的収支分	496,588	484,969	432,565	404,858	400,673	396,995	395,971	402,414	383,584	397,538	407,655	408,433			
うち基準内繰入金	334,029	345,619	270,565	270,858	265,673	257,995	251,971	253,414	253,584	263,538	268,655	265,433			
うち基準外繰入金	162,559	139,350	162,000	134,000	135,000	139,000	144,000	149,000	130,000	134,000	139,000	143,000			
資本的収支分	181,339	187,262	132,723	134,780	131,189	124,544	108,090	99,169	58,652	38,313	41,918	41,962			
うち基準内繰入金	121,558	114,723	112,723	114,780	111,189	104,544	88,090	69,169	28,652	8,313	1,918	1,962			
うち基準外繰入金	59,781	72,539	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	40,000	40,000			
合計	677,927	672,231	565,288	539,638	531,862	521,539	504,061	501,583	442,236	435,851	449,573	450,395			

特定地域生活排水処理事業 収益的収支

(単位:千円,%)

区分	年度											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収入	2,697	2,757	2,611	2,961	2,861	2,809	2,756	2,704	3,040	2,980	2,926	2,844
1. 営業収入	2,697	2,757	2,611	2,961	2,861	2,809	2,756	2,704	3,040	2,980	2,926	2,844
(1) 料取												
(2) 受託工事収入												
(3) その他		1										
2. 営業外収入	18,447	16,353	15,163	14,776	14,831	14,838	14,845	14,851	14,472	14,482	14,487	14,520
(1) 補助金	16,645	14,554	13,361	12,974	13,029	13,036	13,043	13,049	12,670	12,680	12,685	12,718
他会計補助金	16,645	14,554	13,361	12,974	13,029	13,036	13,043	13,049	12,670	12,680	12,685	12,718
その他補助金												
(2) 長期前受金の戻入	1,802	1,799	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
(3) その他収入	21,144	19,110	17,774	17,737	17,692	17,647	17,601	17,555	17,512	17,462	17,413	17,364
1. 営業費用	17,178	18,412	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961	16,961
(1) 職員給与												
基本給												
退職給付												
その他の												
(2) 経費	13,820	15,053	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603	13,603
動力費												
修繕費	1,708	1,860	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688
材料費												
その他	12,112	13,193	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915	11,915
(3) 減価償却費	3,358	3,359	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358
2. 営業外費用	2,113	1,099	813	770	726	681	635	589	542	493	444	394
(1) 支払利息	897	857	813	770	726	681	635	589	542	493	444	394
(2) その他支出	1,216	242										
支出計	19,291	19,511	17,774	17,731	17,687	17,642	17,596	17,550	17,503	17,454	17,405	17,355
経常増減	(C)-(D)	(E)										
特別増減	(F)	(G)										
特別損失	(H)	(I)										
特別損益	(J)	(K)										
当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	(F)+(I)										
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(L)	(M)										
繰越利益剰余金	44,087	44,087	42,755	41,396	39,987	38,537	37,044	35,507	33,937	32,314	30,645	28,928
繰越欠損金												
繰越未収金	49	49	47	54	52	51	50	49	55	54	53	52
繰越負債	15,868	15,868	15,948	15,989	16,031	16,074	16,118	16,163	16,208	16,254	16,301	16,349
繰越改良費	2,847	2,847	2,927	2,988	3,010	3,053	3,097	3,142	3,187	3,233	3,280	3,328
繰越一時借入金												
繰越未払金	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021	13,021
累積欠損金比率	(N)/(O) × 100	(P)/(Q) × 100										
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額												
営業収益一受託工事収益	(A)-(B)	(C)-(D)										
地方財政法による健全化法施行令第16条により算定した金額	(E)/(F) × 100	(G)/(H) × 100										
健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した金額												
健全化法施行令第22条により算定した金額												

特定地域生活排水処理事業 資本的収支

区分	年度												
	令和5年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1. 企業													
うち資本費平準化債													
2. 他会計出資金	246		1,286	1,304	1,322	1,341	1,360	1,379	1,399	1,419	1,440	1,460	1,482
3. 他会計補助金													
4. 他会計負担金													
5. 他会計借入金													
6. 国(都道府県)補助金													
7. 固定資産売却代金													
8. 工事負担金													
9. その他													
計 (A)	246	246	1,286	1,304	1,322	1,341	1,360	1,379	1,399	1,419	1,440	1,460	1,482
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
計 (B)													
計 (C)	246	246	1,286	1,304	1,322	1,341	1,360	1,379	1,399	1,419	1,440	1,460	1,482
1. 建設改良費													
うち職員給与													
2. 企業賃借金	2,540	2,540	2,847	2,886	2,927	2,968	3,010	3,053	3,097	3,142	3,187	3,233	3,280
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	2,540	2,540	2,847	2,886	2,927	2,968	3,010	3,053	3,097	3,142	3,187	3,233	3,280
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	2,294	2,294	1,561	1,582	1,605	1,627	1,650	1,674	1,698	1,723	1,747	1,773	1,798
1. 損益勘定留保資金	2,294	2,294	660	669	679	688	698	708	718	728	739	750	760
2. 繰越剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他			901	913	926	939	952	966	980	995	1,008	1,023	1,038
計 (E)	2,294	2,294	1,561	1,582	1,605	1,627	1,650	1,674	1,698	1,723	1,747	1,773	1,798
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業賃借金残高 (H)	60,852	60,852	58,005	55,119	52,192	49,224	46,214	43,161	40,064	36,922	33,735	30,502	27,222

○他会計繰入金

区分	年度												
	令和5年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分	16,645	16,645	14,554	13,361	12,974	13,029	13,036	13,043	13,049	12,670	12,680	12,685	12,718
うち基準内繰入金	2,453	2,453	2,414	2,369	2,327	2,282	2,237	2,192	2,146	2,099	2,049	2,000	1,951
うち基準外繰入金	14,192	14,192	12,140	10,992	10,647	10,747	10,799	10,851	10,903	10,571	10,631	10,685	10,767
資本的収支分	246	246	1,286	1,304	1,322	1,341	1,360	1,379	1,399	1,419	1,440	1,460	1,482
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	246	246	1,286	1,304	1,322	1,341	1,360	1,379	1,399	1,419	1,440	1,460	1,482
計	16,891	16,891	15,840	14,665	14,296	14,370	14,396	14,422	14,448	14,089	14,120	14,145	14,200



個別排水処理事業 収益的収支

(単位:千円, %)

区分	年度											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的	1. 営業収入	1,152	1,151	1,135	1,287	1,244	1,221	1,198	1,175	1,322	1,296	1,272
	(1) 受託工事収益	1,107	1,107	1,135	1,287	1,244	1,221	1,198	1,175	1,322	1,296	1,272
	(2) 受託工事収益の他											
収益的	2. 営業外収入	24,611	24,611	20,014	19,888	19,762	19,635	19,508	19,382	19,266	19,166	19,080
	(1) 補助金	18,227	17,099	13,881	13,677	13,610	13,541	13,471	13,402	13,204	13,159	13,114
	(2) 他会計補助金 その他補助金	4,384	3,917	2,199	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	1,923	1,923	1,923
収益的	(3) 長期前受金戻入 その他	5,831	7,469	6,088	6,166	6,107	6,049	5,992	5,935	6,017	5,962	5,907
	(4) その他											
	(5) その他											
収益的	1. 営業費用	7,495	8,598	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828
	(1) 職員給与											
	(2) 退職給付費用 その他											
収益的	(3) 経費	7,449	8,551	6,782	6,782	6,782	6,782	6,782	6,782	6,782	6,782	6,782
	(4) 動力費											
	(5) 修繕費 材料費 その他	1,778	2,041	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
収益的	(6) 減価償却費	5,671	6,510	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686
	(7) 営業外費用	46	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46
	(8) その他	15,428	17,102	13,796	13,670	13,544	13,418	13,291	13,164	13,048	12,949	12,862
収益的	2. 営業外収入	652	589	523	457	390	322	252	182	122	78	46
	(1) 支払利息	14,776	16,513	13,273	13,213	13,154	13,096	13,039	12,982	12,926	12,871	12,816
	(2) その他	22,923	25,700	20,624	20,498	20,372	20,246	20,119	19,992	19,876	19,777	19,690
収益的	3. 営業外支出	2,287	63	525	677	634	610	587	565	712	685	662
	(1) 常損											
	(2) 特別損											
収益的	(3) 特別損											
	(4) 当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	2,287	63	525	677	634	610	587	565	712	685	662
	(5) 繰越利益剰余金又は累積欠損金	3,006	3,069	3,594	4,271	4,905	5,515	6,102	6,667	7,379	8,064	8,726
収益的	うち未収金	46,774	46,774	44,972	43,542	41,606	39,644	37,613	35,849	35,186	34,562	34,639
	うち未償債	2,369	2,369	2,429	2,754	2,662	2,613	2,515	2,473	2,372	2,272	2,645
	うち建設改良費分	11,322	11,322	10,710	10,777	10,845	10,915	10,481	9,992	9,955	9,886	9,699
収益的	うち一時借入金	3,485	3,485	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605
	うち未払金	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094	7,094
	累積欠損金比率( (A)-(B) / (A) × 100 )											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額の不												
営業収益一受託工事収益(A)-(B)	1,107	1,152	1,135	1,287	1,244	1,221	1,198	1,175	1,322	1,296	1,272	
地方財政法による資金不足の比率( (L)/(M) × 100 )												
健全化法施行令第16条により算定した額の不												
健全化法施行令第6条に規定する額の不												
健全化法施行令第17条により算定した額の不												
健全化法第22条により算定した額の不												



個別排水処理事業 資本的収支

区分	年度	(単位:千円)												
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
資本的収入	1. 企業買標準化債 うち資本買標準化債													
	2. 他会計出資金	2,300	2,344	2,387	2,433	2,478	2,524	2,571	2,281	1,689	1,271	596	473	
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金	1,120	1,141	1,162	1,183	1,205	1,227	1,250	1,106	809	590	196	132	
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他													
計	(A)	3,420	3,485	3,549	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)													
総計	(A)-(B)	3,420	3,485	3,549	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605	
資本的支出	1. 建設改良費													
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金	3,421	3,485	3,549	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
5. その他														
計	(D)	3,421	3,485	3,549	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)-(C)	1												
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1												
	2. 利益剰余金処分額	1												
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計	(F)	1												
補填財源不足額	(E)-(F)													
他会計借入金残高	(G)													
企業債残高	(H)	32,095	28,610	25,061	21,445	17,762	14,011	10,190	6,803	4,305	2,444	1,652	1,047	

〇他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度	(単位:千円)												
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	14,354	13,182	11,682	11,616	11,549	11,480	11,410	11,341	11,281	11,236	11,205	11,191	
	うち基準外繰入金	888	830	682	616	549	480	410	341	281	236	205	191	
資本的収支分	うち基準内繰入金	3,420	3,485	3,549	3,616	3,683	3,751	3,821	3,387	2,498	1,861	792	605	
うち基準外繰入金	2,300	2,344	2,387	2,433	2,478	2,524	2,571	2,281	1,689	1,271	596	473		
合計		17,774	16,667	15,231	15,232	15,232	15,231	15,231	14,728	13,779	13,097	11,997	11,796	

污水処理施設（コミュニティ・プラント）事業 収益的収支

(単位:千円,%)

区分	年度											
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益	1. 営業収益	11,907	11,130	12,717	12,931	12,127	11,864	11,600	13,001	12,699	12,397	12,092
	(1) 料受託工事収益	11,906	11,130	12,717	12,931	12,127	11,864	11,600	13,001	12,699	12,397	12,092
	(2) その他	1										
収益	2. 営業外収益	66,706	64,950	63,228	52,270	46,214	45,632	45,276	43,687	39,911	29,998	30,328
	(1) 補助金	17,372	15,689	14,293	14,788	15,219	15,649	16,081	14,869	15,338	15,807	16,280
	(2) その他	49,334	49,261	48,935	37,482	30,995	29,983	29,195	28,818	24,573	14,191	14,048
収益	3. 収入	78,613	76,080	75,945	64,661	59,341	57,496	56,876	56,688	52,610	42,395	42,420
	1. 営業収入	79,508	76,080	75,923	64,639	59,320	57,476	56,857	56,649	52,572	42,358	42,384
	(1) 職員給与											
収益	2. 経費	30,172	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589	25,589
	(1) 動力費	219	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605	4,605
	(2) 修繕費	157	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489	3,489
支出	3. 減価償却費	29,953	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495	17,495
	2. 営業外費用	805	50,491	50,334	39,050	32,731	31,887	31,268	31,060	26,983	16,769	16,795
	(1) 支払利息	805										
経常	支出	71,718	76,080	75,923	64,639	59,320	57,476	56,857	56,649	52,572	42,358	42,384
	増益	806										
	特別増益											
当年度純利益	増益	806	806	806	806	806	806	806	806	806	806	806
	繰越利益剰余金	4,854	530	573	9,125	10,870	12,782	14,863	17,206	19,640	22,242	25,011
	流動	530	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531
流動	うち建設改良費											
	うち一時借入金											
	うち未払金	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531
果積欠損金比率	$\frac{(A)-(B)}{(A)-(B)} \times 100$											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	(L)											
営業収益一受託工事収益	(A)-(B)	11,907	11,130	12,717	12,931	12,127	11,864	11,600	13,001	12,699	12,397	12,092
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(L)}{(M)} \times 100$											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(N)											
健全化法施行規則第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した事業の規	(P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((N))/(P)}{(A)-(B)} \times 100$											

汚水処理施設（コミュニティ・プラント）事業 資本的収支

(単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
資本的収入	1. 企業標準化債 うち資本算出資金	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120
	2. 他会計補助金												
	3. 他会計負担金												
	4. 他会計借入金												
	5. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	
1. 建設改良費	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	
うち職員給与費													
2. 企業借入金													
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)													
補填財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)													
補填財源不足額 (E)-(F) (G)													
他会計借入金残高 (G)													
企業借入金残高 (H)													

(単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収支分	うち基準内繰入金	8,902	17,372	15,689	14,293	14,788	15,219	15,649	16,081	14,869	15,338	15,807	16,280
	うち基準外繰入金	8,902	17,372	15,689	14,293	14,788	15,219	15,649	16,081	14,869	15,338	15,807	16,280
資本的収支分	うち基準内繰入金	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120
	うち基準外繰入金	2,893	13,588	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120
合計		11,795	30,960	19,809	18,413	18,908	19,339	19,769	20,201	18,989	19,458	19,927	20,400

事業全体 収益的収支

(単位:千円, %)

区分	年度										
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収入	636,630	624,464	727,615	729,212	724,941	720,726	716,298	815,391	810,251	805,043	800,155
1. 営業収益	630,869	617,639	722,168	723,560	719,073	714,688	710,311	809,477	804,409	799,275	794,461
(1) 料金の収入	5,761	5,350	5,447	5,652	5,868	6,058	5,987	5,914	5,842	5,768	5,694
(2) 受託工事の収益	1,879,541	1,811,320	1,706,787	1,700,403	1,701,453	1,712,046	1,732,495	1,640,366	1,648,675	1,654,305	1,671,277
(3) その他	1,064,982	1,016,241	920,686	924,104	934,694	946,547	969,908	887,124	919,216	945,676	966,604
収益的収入	1,061,109	1,097,555	918,629	922,043	932,633	944,486	967,847	885,201	917,293	943,753	964,681
(1) 補助金の収入	3,873	3,917	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	1,923	1,923	1,923	1,923
(2) 長期前受金の収入	807,396	788,526	719,470	769,727	760,245	759,042	756,187	746,760	723,032	702,257	698,355
(3) その他	7,163	6,553	6,631	6,572	6,514	6,457	6,400	6,482	6,477	6,372	6,318
収益的支出	2,516,171	2,534,614	2,435,784	2,434,402	2,429,615	2,426,394	2,448,793	2,455,757	2,458,926	2,459,348	2,471,432
1. 営業費用	2,160,618	2,289,286	2,187,899	2,196,623	2,198,241	2,200,734	2,212,745	2,230,659	2,247,713	2,251,008	2,267,028
(1) 給与	77,565	88,132	86,214	86,214	86,214	86,214	86,214	86,214	86,214	86,214	86,214
(2) 経費	38,050	43,253	41,766	41,766	41,766	41,766	41,766	41,766	41,766	41,766	41,766
(3) その他	6,457	7,345	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315
2. 経費	33,058	37,534	38,133	38,133	38,133	38,133	38,133	38,133	38,133	38,133	38,133
(1) 動力費	664,709	782,509	672,566	672,566	672,566	672,566	672,566	672,566	672,566	672,566	672,566
(2) 修繕費	106,670	123,756	110,869	110,869	110,869	110,869	110,869	110,869	110,869	110,869	110,869
(3) 材料費	74,269	85,343	70,556	70,556	70,556	70,556	70,556	70,556	70,556	70,556	70,556
(4) その他	483,770	553,410	491,141	491,141	491,141	491,141	491,141	491,141	491,141	491,141	491,141
(5) 減価償却費	1,418,344	1,438,645	1,429,119	1,437,843	1,439,461	1,441,954	1,453,965	1,471,879	1,482,299	1,488,933	1,492,228
(6) 営業外費用	293,391	321,979	244,165	234,190	226,960	221,418	216,824	213,874	207,523	204,275	201,141
(7) 支払利息	266,148	248,824	230,892	220,977	213,806	208,322	203,785	200,892	198,316	194,652	188,379
(8) その他	21,243	73,155	13,273	13,213	13,154	13,096	13,039	12,982	12,871	12,816	12,762
支出	2,454,009	2,611,265	2,432,064	2,430,813	2,425,201	2,422,152	2,429,569	2,444,533	2,455,236	2,455,283	2,466,169
(1) 常損	62,162	△ 76,651	3,720	3,589	4,414	4,242	4,260	3,436	3,690	4,065	3,263
(2) 特別損益	23,477	2,612									
(3) 特別損失	29,370	3,611									
(4) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	56,269	△ 77,650	3,720	3,589	4,414	4,242	4,260	3,436	3,690	4,065	3,263
(5) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	56,269	△ 21,381	△ 17,661	△ 14,073	△ 9,660	△ 5,418	△ 2,216	2,045	5,480	9,171	13,237
(6) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	748,979	748,979	918,243	1,089,745	1,205,791	1,289,882	1,294,823	1,260,392	1,152,494	1,021,271	851,805
(7) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	166,800	166,800	165,907	194,783	197,044	196,649	196,319	195,993	224,356	223,956	223,520
(8) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	1,913,999	1,913,999	1,856,612	1,849,986	1,826,049	1,793,861	1,788,267	1,706,641	1,672,172	1,651,461	1,641,917
(9) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	1,531,372	1,531,372	1,487,346	1,480,720	1,456,783	1,424,595	1,419,001	1,337,375	1,303,446	1,282,195	1,255,206
(10) 繰越利益剰余金又は繰越利益剰余金	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266	369,266
累積欠損金比率 ( (A)-(B) / (M) × 100 )											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	636,630	622,786	624,464	727,615	729,212	724,941	720,726	815,391	810,251	805,043	800,155
営業収益一受託工事収益 ( (L) / (M) × 100 )											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額											
健全化法施行令第6条に規定する額											
健全化法施行令第17条により算定した額											
健全化法第22条により算定した資金不足比率											

事業全体 資本的収支

(単位:千円)

区分	年度														
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
資本的収入	1. 企業債	1,076,700	1,234,900	1,406,800	1,401,900	1,405,800	1,340,400	1,286,600	1,059,100	1,018,600	957,700	976,700			
	うち資本費平準化債														
	うち資本費平準化債	554,900	497,100	811,500	775,100	727,700	648,300	499,800	369,700	293,200	231,300	185,100			
	2. 他会計出資金	269,931	306,026	102,811	85,875	98,939	88,004	97,070	109,800	107,228	106,831	121,176			
	3. 他会計補助金														
4. 他会計借入金	162,601	141,951	126,801	125,573	118,293	111,903	95,787	76,892	36,187	15,578	8,372	8,833			
5. 他会計借入金	184,318	185,678	198,110	252,135	315,950	243,450	333,600	333,600	235,000	273,000	268,000	344,500			
6. 国(郵道府県)補助金															
7. 固定資産売却代金	112,851	72,693	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338	104,338			
8. 工事負担金	1,612	1,375	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844			
9. その他	1,808,013	1,942,623	1,940,704	1,971,665	2,045,164	1,889,939	1,980,139	1,913,074	1,543,697	1,520,191	1,461,430	1,557,290			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
純計 (A)-(B)	1,808,013	1,942,623	1,940,704	1,971,665	2,045,164	1,889,939	1,980,139	1,913,074	1,543,697	1,520,191	1,461,430	1,557,290			
1. 建設改良費	891,923	1,050,256	901,187	999,901	1,120,987	1,030,737	1,244,451	1,244,451	1,078,451	1,114,451	1,140,451	1,288,551			
2. うち職員給与費	55,558	86,942	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558			
3. 他会計長期借入返還金	1,556,169	1,531,373	1,511,843	1,487,346	1,480,720	1,456,783	1,424,595	1,419,001	1,337,375	1,303,446	1,282,195	1,272,651			
4. 他会計への支出金															
5. その他	722	2,400													
純計 (D)	2,448,814	2,584,029	2,413,030	2,487,247	2,601,707	2,487,520	2,669,046	2,663,452	2,415,826	2,417,897	2,422,846	2,561,202			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	640,801	641,406	472,326	515,582	556,543	597,581	688,907	750,378	872,129	897,706	961,216	1,003,912			
1. 損益勘定留保資金	578,454	556,089	471,413	514,656	555,604	596,629	671,166	707,939	732,469	762,672	786,587	806,350			
2. 利益剰余金処分額															
3. 繰越工事資金															
4. その他	62,347	85,317	913	926	939	952	17,741	42,389	139,660	135,034	174,629	197,562			
純計 (F)	640,801	641,406	472,326	515,582	556,543	597,581	688,907	750,378	872,129	897,706	961,216	1,003,912			
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	20,139,045	19,842,572	19,737,529	19,652,083	19,577,163	19,460,780	19,383,685	19,251,284	18,973,009	18,688,163	18,363,668	18,067,717			

(単位:千円)

区分	年度														
	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度			
収益的収支分	うち基準内繰入金	1,066,830	1,102,624	1,019,338	924,018	927,641	938,447	950,490	891,062	923,080	949,467	970,321			
	うち基準外繰入金	519,968	564,588	458,657	460,078	454,106	448,429	443,990	447,796	450,622	474,975	478,274			
資本的収支分	うち基準内繰入金	546,862	538,026	560,681	463,940	473,535	490,018	506,500	440,440	457,969	474,492	492,047			
	うち基準外繰入金	432,532	447,977	229,612	211,448	217,232	199,907	192,857	143,415	122,409	129,548	129,908			
合計	うち基準内繰入金	162,601	141,951	126,801	125,573	118,293	111,903	95,787	36,187	15,578	8,372	8,833			
	うち基準外繰入金	269,931	306,026	102,811	85,875	98,939	88,004	97,070	109,800	107,228	121,176	121,075			
合計	1,499,362	1,550,601	1,248,950	1,135,466	1,144,873	1,138,354	1,143,347	1,160,472	1,034,477	1,045,489	1,079,015	1,100,229			

○他会計繰入金

# 澁川市下水道事業等経営戦略

(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月改定

澁川市上下水道局